

潮 来 市
高 齢 者 福 祉 計 画
介 護 保 険 事 業 計 画

【第8期】



令和3年3月

潮 来 市

(表紙裏)

はじめに

我が国の高齢者を取り巻く状況は、急速に進展する高齢化と核家族化に伴うひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加など、様々な課題を抱えています。本市においても65歳以上の高齢者の人口は増加を続け、高齢化率は3割を超えている状況です。



このような状況の踏まえ本計画の策定にあたっては、「地域福祉計画・地域福祉活動計画」を上位計画に位置付け、地域福祉の重点課題を本計画の共通課題として捉え、地域社会全体で包括的に支える仕組みづくりを目指すものとしております。

「健康づくり・介護予防の推進」「安心して暮らせるサービス基盤の確保」「尊厳のある暮らしの形成」「地域で支え合う福祉のまちづくり」を基本目標として、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう、医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの推進・深化や介護保険制度の円滑な運営に努めてまいります。

市民の皆様をはじめ、関係団体、各施設・事業所の方々におかれましては本計画がより実効性があるものとなるよう、より一層のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

結びに、本計画策定にあたり、アンケート調査にご協力をいただきました市民の皆様やパブリックコメントに意見を寄せられた皆様、さらに策定にあたり貴重なご意見・ご提言を賜りました策定委員会の委員の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和3年3月

潮来市長

原 浩道

(市長あいさつ裏)

目 次

第1章 総 論

1 策定趣旨.....	1
2 計画の性格.....	2
3 計画の期間.....	2
4 計画の位置づけ.....	3
5 計画策定体制.....	4

第2章 高齢者を取り巻く現状

第1節 人口等の状況.....	5
1 人口・世帯の推移.....	5
2 高齢者人口・高齢化の推移.....	6
3 第1号被保険者数、認定者数の推移.....	7
4 要介護度別認定者数の推移.....	8
第2節 高齢者人口の予測.....	9
1 高齢者人口（第1号被保険者）等の推計.....	9
第3節 計画値と実績値の比較.....	10
1 認定者数の比較.....	10
2 施設・居住系・在宅サービス利用者数の比較.....	11
3 介護給付及び介護予防給付費の比較.....	13
第4節 各種事業等の状況.....	14
1 在宅福祉事業の状況.....	14
2 地域支援事業の実施状況.....	16
第5節 高齢者等実態調査の概要.....	18
1 第1号被保険者調査について.....	19
2 在宅要支援・要介護認定者調査について.....	20
3 施設等サービス利用者調査について.....	21
4 サービス提供事業者調査について.....	22
5 ケアマネジャー調査について.....	23
第6節 第7期計画の評価.....	24
第7節 計画課題の整理.....	26

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念・基本目標.....	31
1 基本理念.....	31
2 基本目標、施策体系.....	32
第2節 重層的支援体制の整備に向けた取り組み.....	36
第3節 地域包括ケアシステム推進・深化に向けた取り組み.....	37
第4節 日常生活圏域の設定.....	40

第4章 施策の展開

基本目標 1 健康づくり・介護予防の推進.....	41
1-1 生涯にわたる健康づくり・生きがいづくり	41
1-2 保健事業と介護予防事業の一体的な推進.....	43
基本目標 2 安心して暮らせるサービス基盤の確保	48
2-1 介護サービス基盤の整備.....	48
2-2 介護サービス提供体制の充実.....	52
2-3 生活支援サービスの充実.....	55
基本目標 3 尊厳のある暮らしの形成	58
3-1 認知症高齢者支援対策の充実.....	58
3-2 高齢者虐待防止対策の推進.....	61
基本目標 4 地域で支え合う福祉のまちづくり	62
4-1 地域包括ケア体制の充実.....	62
4-2 地域福祉のまちづくり	64

第5章 介護保険事業の運営

第1節 介護保険サービスの見込み.....	69
第2節 第8期計画における給付費の見込み額.....	74
1 介護給付及び介護予防給付費の見込み.....	74
2 地域支援事業費の見込み.....	78
3 総給付費等の見込み.....	80
4 第1号被保険者保険料の推計.....	81

第6章 計画の推進

第1節 計画の推進.....	83
1 庁内推進体制の充実.....	83
2 進捗状況の点検・評価.....	83
第2節 介護保険の円滑な制度運営のための方策	85
1 地域包括支援センター運営協議会の充実.....	85
2 福祉人材の育成・確保.....	85
3 保険者としての市の役割.....	86

資料編

1 策定経過.....	87
2 策定委員会設置要綱.....	88
3 策定委員名簿.....	90
4 用語解説.....	91

第1章 総論

(第 1 章 裏)

1 策定趣旨

介護保険制度は、介護を社会全体で支えていく制度として市町村が保険者となってスタートして 20 年が経ち、今日では介護を必要とする高齢者が安心して地域で暮らせるためのセーフティネットの役割として定着しています。

国は、いわゆる団塊の世代すべてが 75 歳以上となる令和 7 (2025) 年を見据え、地域包括ケアシステムの深化・推進に努めてきました。しかし、さらにその先を展望すると、令和 22 (2040) 年に高齢人口はピークを迎え、介護ニーズの高い 85 歳以上人口が増加することで、介護サービス需要が増加・多様化することが見込まれています。

その一方で、従来の「縦割り」の制度では解決できないような福祉課題が複合化していることから、本計画においても地域福祉の重点課題を共通の課題として捉えながら、地域共生社会の実現に向けた重層的な支援体制の構築を進めていく必要があります。

今回、令和 3 (2021) 年度を初年度とする第 8 期計画の策定にあたっては、令和 7 (2025) 年、さらに令和 22 (2040) 年を見据えて、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応した支援体制の整備、認知症施策や介護サービス基盤の整備促進など、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう「地域包括ケアシステム」の推進に地域づくり等と一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を目指していきます。

●第 8 期計画の基本指針のポイント●

- 2025・2040 年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
- 地域共生社会の実現
- 介護予防・健康づくり施策の充実・推進
- 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る県・市の情報連携の強化
- 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進
- 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
- 災害や感染症対策に係る体制整備

2 計画の性格

本計画は、高齢者の生活を支える計画として、老人福祉法に基づく高齢者福祉計画、介護保険法に基づく介護保険事業計画を一体のものとして策定します。

◆ 高齢者福祉計画

「高齢者福祉計画」は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく計画です。すべての高齢者を対象とした高齢者福祉事業の総合的な計画として、地域性を踏まえるとともに、高齢者に関わる他の計画との調和を保ちながら策定するものです。

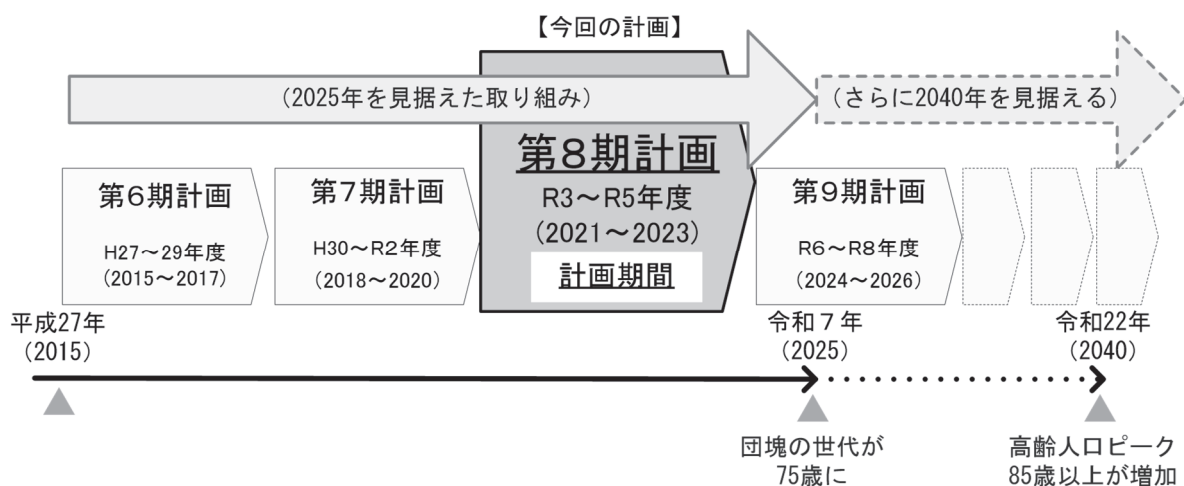
◆ 介護保険事業計画

「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条の規定に基づく計画です。介護保険被保険者が心身の状況に応じて自らの選択により各種サービスを受けることができるよう、今後3年間の必要なサービス量と費用を見込み、それに対応したサービス基盤の整備計画です。

3 計画の期間

計画の期間は、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3か年です。

なお、第8期介護保険事業計画は「団塊の世代」が75歳以上となる令和7(2025)年、さらには現役世代人口が急減し、介護サービス需要がさらに増加・多様化することが見込まれる令和22(2040)年を見据えて計画していきます。



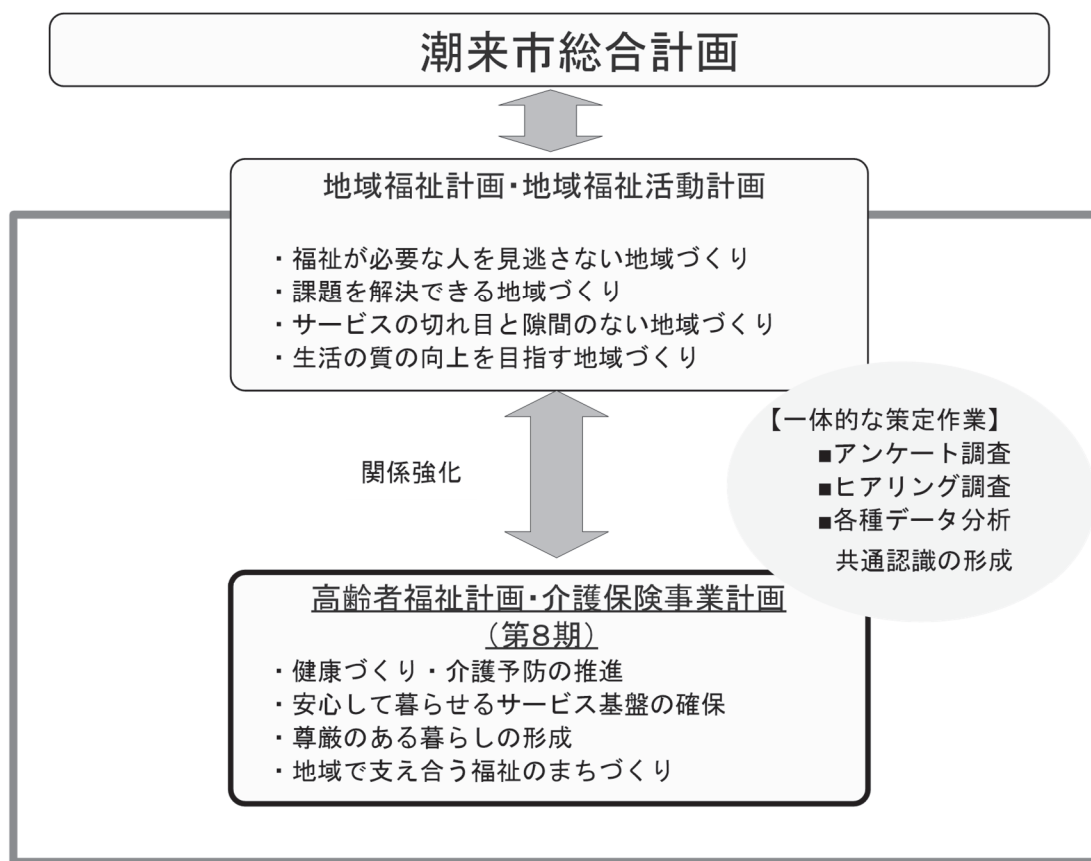
4 計画の位置づけ

本計画は『地域福祉計画・地域福祉活動計画』を上位計画として、地域福祉の重点課題を共通の課題として捉えて、要介護者等の保健、医療、福祉に関する事項など、他の関連する諸計画とも整合を図りながら推進するものです。

また『潮来市総合計画』に掲げる基本理念及び保健・医療・福祉部門の基本目標の実現を目指すものです。

さらに、令和12(2030)年までに世界各国が達成を目指す共通の目標であるSDGs(持続可能な開発目標)が国連サミットにおいて掲げられており、本計画においてもSDGsの基本的理念である「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、取り組みを推進するものです。

■計画の位置づけ



5 計画策定体制

本計画の策定にあたっては、計画の法的な位置づけや国・県の動向を踏まえつつ、次のように計画策定を進めました。

○ 策定委員会による審議

本計画の策定にあたっては、計画で示す各種施策を実現するため、保健・福祉・医療の関係者並びに市民の代表等の有識者で組織する「潮来市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」を開催し、審議を行いました。

○ 当事者等の意向の把握（アンケート調査）

本計画策定の基礎資料として、高齢者の日常生活や健康状態、社会参加、介護予防等のニーズを把握し、計画策定の基礎資料として生かすため、「高齢者等実態調査」を実施し、分析を行いました。また、高齢者の健康状態等を把握するために、国が示している「日常生活圏域ニーズ調査」の手法並びに「在宅介護実態調査」の内容等を加えて実施しました。

○ 関係者・関係機関との連携

本計画の策定にあたっては、「潮来市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の中間見直し作業と合わせて、各課ヒアリング等を実施しました。

また、介護保険サービス提供事業所や介護支援専門員（ケアマネジャー）に対するアンケート調査を実施したほか、地域包括ケアを担う地域包括支援センター等との調整を行いました。

○ パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、市民の皆さんのご意見をうかがい、その意見を計画に反映させるために、パブリックコメント（意見聴取）を実施しました。

第2章 高齢者を取り巻く現状

(第2部 裏)

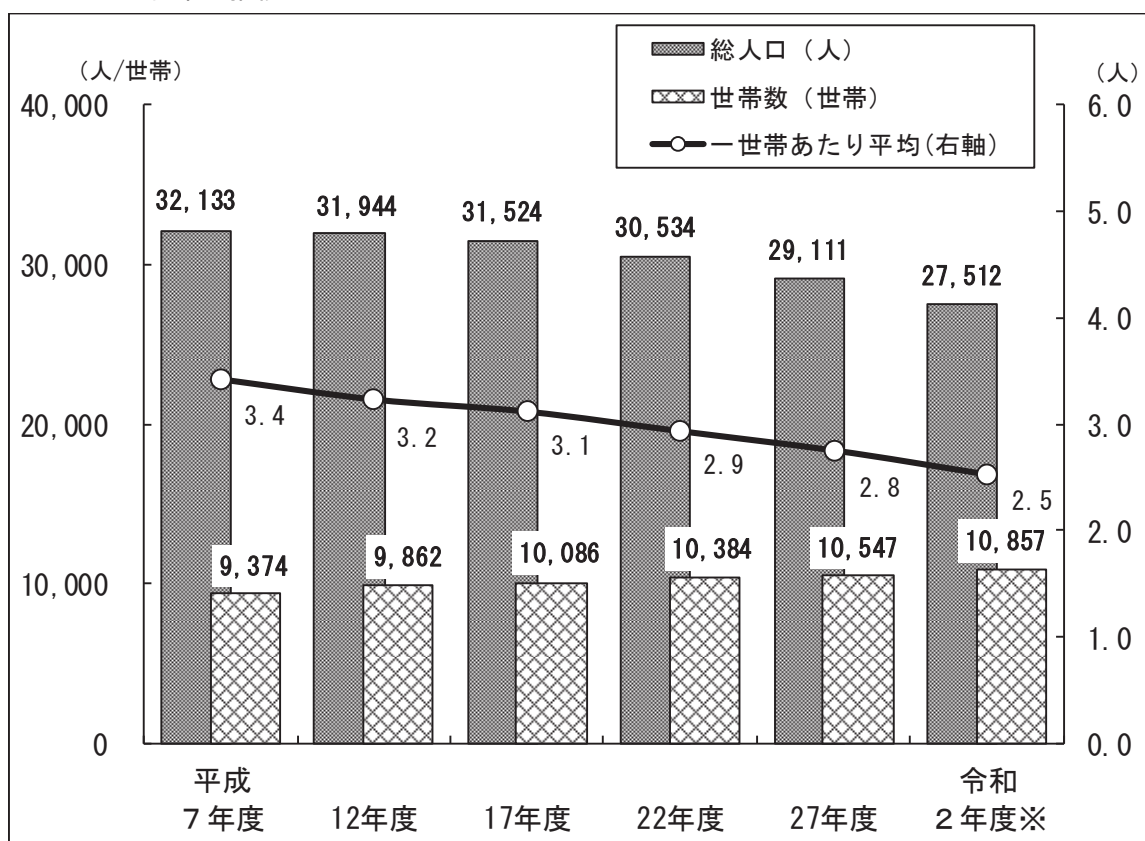
第1節 人口等の状況

1 人口・世帯の推移

本市の総人口の推移をみると、令和2年度は27,512人と減少傾向が続いています。高齢者人口は、令和2年度に9,069人で高齢化率は33.0%です。

また、世帯数をみると、令和2年度は10,857世帯で増加しており、特に、高齢者のひとり暮らし世帯が増加しています。

■人口・世帯の推移



■人口・世帯の状況

(単位：人・世帯)

	平成7年度	12年度	17年度	22年度	27年度	令和2年度
総人口	32,133	31,944	31,524	30,534	29,111	27,512
高齢者人口	4,579	5,517	6,434	7,194	8,253	9,069
高齢化率	14.3%	17.3%	20.4%	23.6%	28.5%	33.0%
一般世帯数 (世帯)	9,374	9,862	10,086	10,384	10,547	10,857
高齢者ひとり暮らし世帯	296	423	583	759	1,046	—

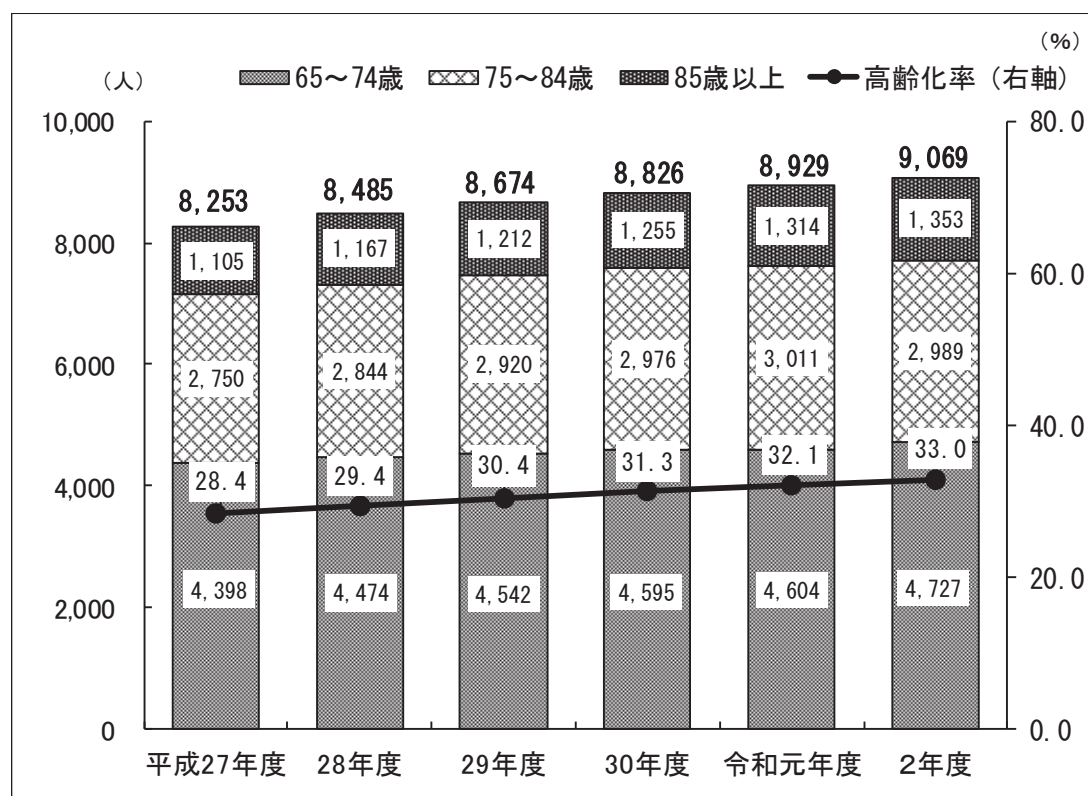
資料：国勢調査（※令和2年度は常住人口調査）

2 高齢者人口・高齢化の推移

高齢者数の推移をみると、平成27年度は65歳以上が8,253人（高齢化率28.4%）でしたが、令和2年度には9,069人（高齢化率33.0%）まで増加しています。

また、高齢者数に占める85歳以上の割合が若干高くなっています。

■ 高齢者数の推移



資料：常住人口調査（各年10月1日）

■ 65歳以上の人口に占める割合（潮来市）

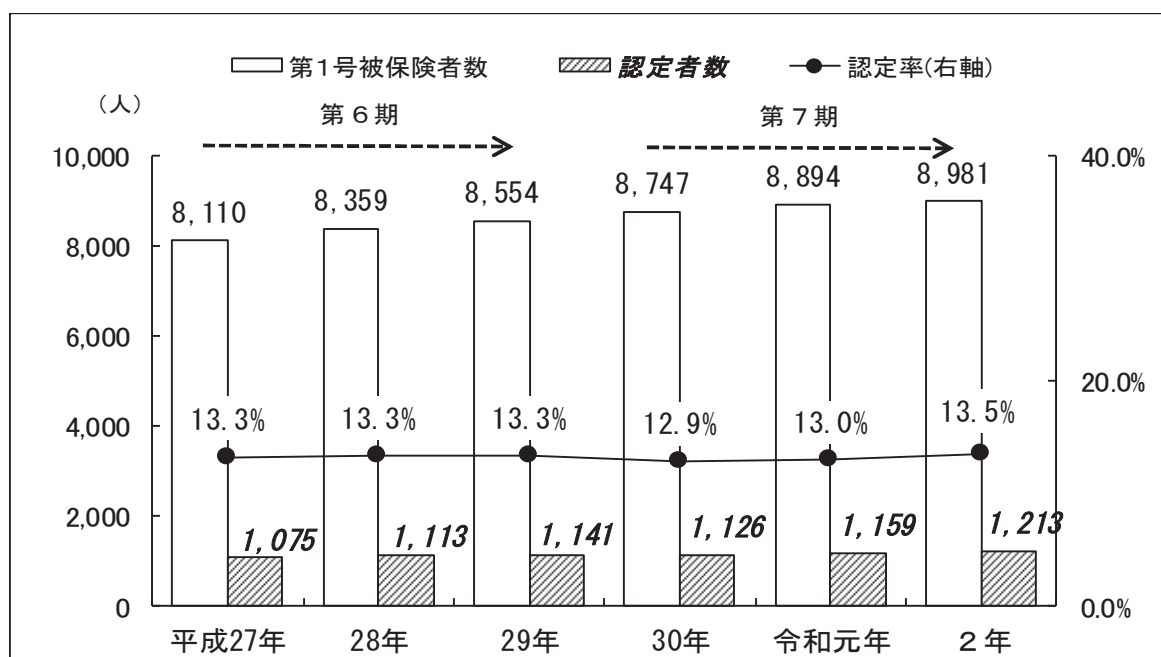
	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
65～74歳	53.3%	52.7%	52.4%	52.1%	51.6%	52.1%
75～84歳	33.3%	33.5%	33.7%	33.7%	33.7%	33.0%
85歳以上	13.4%	13.8%	14.0%	14.2%	14.7%	14.9%

3 第1号被保険者数、認定者数の推移

第1号被保険者数の増加とともに認定者数も増加しており、令和2年3月末に認定者数は1,213人となっています。

認定率は令和2年3月末に13.5%で、全国や茨城県よりも低い状況が続いていますが、近年は認定率が若干上昇しています。

■第1号被保険者数、認定者数の推移



■第1号被保険者数及び認定者数の推移

		第1号被保険者						
		被保険者 (人)		認定者数 (人)		認定率 (%)		
		人数	伸び率	人数	伸び率	潮来市	茨城県	全国
第6期	平成27年	8,110	-	1,075	-	13.3	14.8	17.9
	28年	8,359	1.03	1,113	1.04	13.3	14.9	17.9
	29年	8,554	1.02	1,141	1.03	13.3	14.9	18.0
第7期	30年	8,747	1.02	1,126	0.99	12.9	15.0	18.0
	令和元年	8,894	1.02	1,159	1.03	13.0	15.3	18.3
	2年	8,981	1.01	1,213	1.05	13.5	15.4	18.5

認定率は、認定者数/被保険者数×100

資料：介護保険事業状況報告（3月末）

4 要介護度別認定者数の推移

第1号被保険者及び第2号被保険者の要介護度別認定者数の合計は、平成27年3月末の1,110人から令和2年3月末は1,245人と、全体で135人増加しています。

■要介護度別認定者数の推移

(単位：人)

区 分		計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1号被保険者	平成27年	1,075	127	125	240	167	167	149	100
	28年	1,113	148	124	236	156	190	155	104
	29年	1,141	142	136	264	152	150	168	129
	30年	1,126	108	123	293	150	152	180	120
	令和元年	1,159	140	106	297	176	153	184	103
	2年	1,213	141	146	312	184	153	183	94
第2号被保険者	平成27年	35	1	3	8	9	8	3	3
	28年	36	3	2	9	8	5	5	4
	29年	40	5	3	9	7	3	6	7
	30年	36	2	2	9	9	6	3	5
	令和元年	36	2	3	7	7	6	6	5
	2年	32	2	3	6	6	6	5	4
合 計	平成27年	1,110	128	128	248	176	175	152	103
	28年	1,149	151	126	245	164	195	160	108
	29年	1,181	147	139	273	159	153	174	136
	30年	1,162	110	125	302	159	158	183	125
	令和元年	1,195	142	109	304	183	159	190	108
	2年	1,245	143	149	318	190	159	188	98

資料：介護保険事業状況報告（3月末）

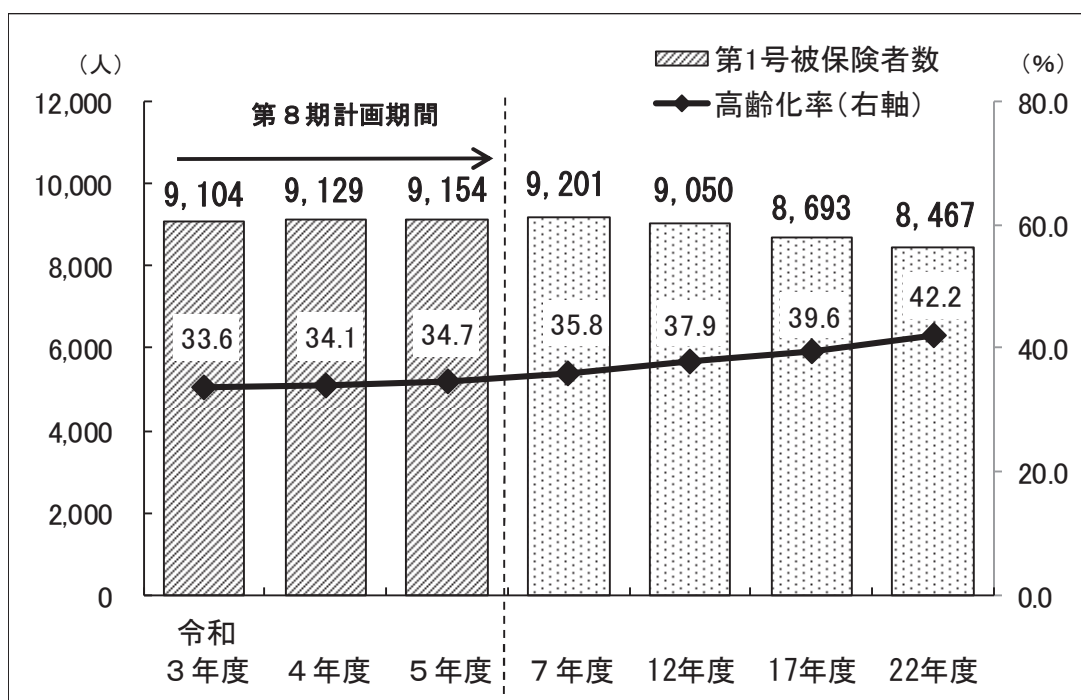
第2節 高齢者人口の予測

1 高齢者人口（第1号被保険者）等の推計

国の地域包括ケア「見える化」システムの推計によると、本市の第1号被保険者数（65歳以上）は、第8期計画期間の令和5年度には9,154人となり、高齢化率は34.7%に達することが予測されます。

その後、第1号被保険者数は令和7年にピークを迎え、それ以降は減少に転じることが予測されます。

■第1号被保険者数、高齢化率の推計



資料：地域包括ケア「見える化」システム
国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

■第1号被保険者、第2号被保険者数の推計 (単位：人)

	第8期計画期間		
	令和3年度	4年度	5年度
総数	18,136	18,012	17,888
第1号被保険者数	9,104	9,129	9,154
第2号被保険者数	9,032	8,883	8,734

	令和7年度	12年度	17年度	22年度
総数	17,637	16,783	15,766	14,657
第1号被保険者数	9,201	9,050	8,693	8,467
第2号被保険者数	8,436	7,733	7,073	6,190

資料：地域包括ケア「見える化」システム

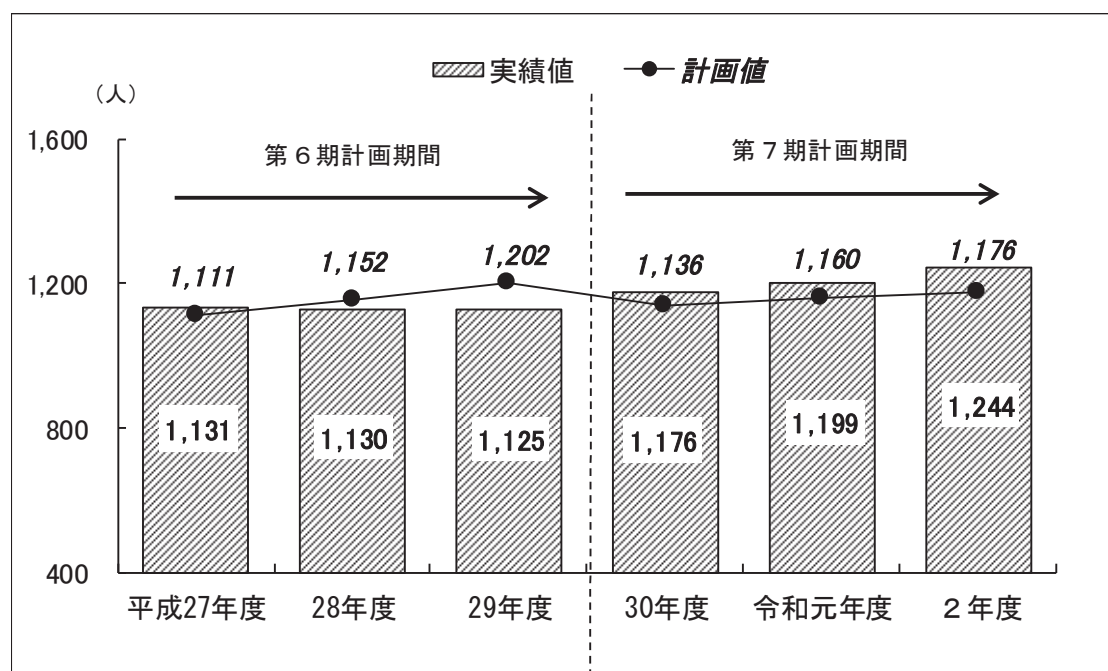
第3節 計画値と実績値の比較

1 認定者数の比較

平成29年度の認定者は計画値の方が実績値よりも上回っていたため、第7期計画では認定者数の現状に合わせて見込んでいました。

その結果、第7期計画の認定者数の実績値は計画値よりも若干高めに推移しています。

■認定者数の実績値と計画値との比較（第1号被保険者）



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末）

2 施設・居住系・在宅サービス利用者数の比較

施設サービス利用者数の合計をみると、令和元年度は 296 人の計画値に対して実績値は 282 人で計画値を 14 人下回りました。

また、居住系サービス利用者数をみると、令和元年度は特定施設入居者生活介護が計画値を大きく下回ったものの、認知症対応型共同生活介護は、計画値を上回る利用がありました。

■施設サービス利用者数の実績値と計画値との比較

(単位：人)

区 分		施設サービス						合計	
		介護老人福祉施設		介護老人保健施設		介護医療院			
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
第6期	平成27年度	192	172	103	106	0	0	295	278
	28年度	192	173	105	105	0	0	297	278
	29年度	209	181	107	104	0	0	316	285
第7期	30年度	183	182	110	90	0	0	293	272
	令和元年度	186	182	110	100	0	0	296	282
	2年度	189	－	110	－	0	－	299	－

資料：介護保険事業状況報告 年報（1 か月あたり利用者数）

■居住系サービス利用者数の実績値と計画値との比較

(単位：人)

区 分		居宅（介護予防）サービス		地域密着型（介護予防）サービス					
		特定施設入居者生活介護		認知症対応型共同生活介護		地域密着型特定施設入居者生活介護		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
第 6 期	平成27年度	22	20	40	36	0	0	0	1
	28年度	42	19	42	36	0	0	0	0
	29年度	47	20	45	38	0	0	0	0
第 7 期	30年度	22	17	43	44	0	0	0	0
	令和元年度	27	14	45	49	0	0	0	0
	2 年度	49	－	45	－	0	－	0	－

資料：介護保険事業状況報告 年報（1 か月あたり利用者数）

在宅サービス利用者数をみると、居宅療養管理指導や通所介護、福祉用具貸与は比較的計画を上回る利用があったものの、全体として計画値を下回る利用状況でした。

■在宅サービス利用者数の実績値と計画値との比較

(単位：人)

	第7期					
	平成30年度			令和元年度		
	計画値	実績値	比較(%)	計画値	実績値	比較(%)
訪問介護	117	106	90.4%	118	121	102.4%
訪問入浴介護	30	19	63.6%	38	22	56.6%
訪問看護	59	53	89.1%	76	60	79.2%
訪問リハビリテーション	32	14	43.2%	43	18	41.1%
居宅療養管理指導	44	47	107.2%	50	57	114.5%
通所介護	233	252	108.0%	241	267	110.7%
地域密着型通所介護	57	45	78.8%	57	53	93.4%
通所リハビリテーション	137	112	81.8%	155	109	70.5%
短期入所生活介護	84	70	83.2%	95	63	65.9%
短期入所療養介護（老健）	16	8	52.1%	19	5	26.3%
短期入所療養介護（病院等）	0	0	－	0	0	－
福祉用具貸与	307	326	106.2%	315	367	116.6%
特定福祉用具販売	12	7	54.2%	16	8	50.5%
住宅改修	10	4	43.3%	12	5	40.3%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	－	0	0	－
夜間対応型訪問介護	0	0	－	0	0	－
認知症対応型通所介護	10	4	39.2%	13	4	28.8%
小規模多機能型居宅介護	0	0	－	0	0	－
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	－	0	0	－
介護予防支援・居宅介護支援	668	564	84.4%	685	591	86.3%

資料：介護保険事業状況報告 年報（1か月あたり利用者数）

比較は、実績値/計画値*100

3 介護給付及び介護予防給付費の比較

平成 30 年度及び令和元年度とも、在宅サービス、居住系サービス、施設サービスは計画値に対して実績値が下回っています。

なお、総給付費は、令和元年度に計画値で 20 億 1,160 万円を見込みましたが、実績値は 17 億 6,204 万円に止まり、計画値の 87.6%という状況でした。

■総給付費の比較

(単位：千円)

	第 7 期					
	平成 30 年度			令和元年度		
	計画値	実績値	比較(%)	計画値	実績値	比較(%)
総給付費	1,854,422	1,693,373	91.3	2,011,595	1,762,043	87.6
在宅サービス	890,860	822,419	92.3	900,844	860,858	95.6
居住系サービス	166,791	148,956	89.3	183,035	162,857	89.0
施設サービス	796,771	721,999	90.6	927,716	738,327	79.6
第 1 号被保険者 1 人あたり給付費	215	192	89.3	230	197	85.7

実績値は、介護保険事業状況報告（年報）。比較は、実績値/計画値*100
「第 1 号被保険者 1 人あたり給付費」は「総給付費」を「第 1 号被保険者数」で除して算出

第4節 各種事業等の状況

1 在宅福祉事業の状況

高齢者や家族等への福祉を進めるため、緊急通報システム事業や外出支援サービス事業等の在宅福祉事業を行っています。

① 徘徊高齢者家族支援サービス

徘徊のみられる認知症の高齢者の方を介護している家族を支えるために、GPS機能を持つ徘徊探知機を貸出し、24時間体制で徘徊高齢者の居場所を早期に把握し、家族の方にお知らせするサービスです。

② 緊急通報システム事業

65歳以上のひとり暮らしで病弱な高齢者の方が、自宅で突然、病気や不慮の事故にあった場合に、端末の緊急ボタンを押すことで、消防署に通報が入り助けを求めることで速やかな援助を行います。

③ 外出支援サービス事業（移送サービス）

寝たきりや下肢不自由等のため、一般の公共交通機関を利用して医療機関（鹿行地区内）に行くことが困難な高齢者の方に対して、福祉車両で送迎を行うことにより在宅福祉の推進を図っています。

④ 安否確認ふれあい事業

病弱（閉じこもり・うつ等）で、継続的見守りが必要な一人暮らしの高齢者の方に乳製品（ヤクルト・牛乳）を配達することで安否確認を行い、孤独感の解消を図っています。

⑤ 軽度生活援助事業（ヘルパー派遣）

要介護状態等でない65歳以上のひとり暮らし高齢者・高齢者世帯の方に散歩や買物、寝具類の日干し、身の回りの整理整頓等日常生活を支援し、要介護状態への進行の防止を図っています。

⑥ 在宅高齢者等短期宿泊保護事業

65歳以上の高齢者の方等で、生活管理指導が必要な方に1週間程度の生活習慣等の指導を行い、要介護状態への進行の防止を図っています。

⑦ 地域ケアシステム

援助を必要としている高齢者や障がい者の方に、民生委員、保健師、ホームヘルパー、医師、近隣の方々などでケアチームを組み、連携を図りながら在宅生活の援助を行います。

⑧ 見回り支援事業

60 歳以上のひとり暮らしの方などを対象に、地域住民のボランティアの方々が定期的に訪問活動（安否確認）を行います。

⑨ 高齢者等 SOS ネットワーク事業

地域にお住まいの認知症高齢者の方などが、外出して家に戻れなくなった場合や行方不明になった場合に、協力機関等に情報発信し、地域の協力により速やかに発見・保護を行います。

■在宅福祉事業の実績

	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和 元年度
①徘徊高齢者家族支援サービス	0 件	1 件	2 件	3 件	1 件
②緊急通報システム事業	34 件	26 件	21 件	22 件	23 件
③外出支援サービス事業 (移送サービス)	33 名 延べ 126 名	41 名 延べ 101 名	109 名 延べ 135 名	83 名 延べ 105 名	89 名 延べ 109 名
④安否確認ふれあい事業	15 名	15 名	14 名	9 名	6 名
⑤軽度生活援助事業 (ヘルパー派遣)	1 名	2 名	1 名	1 名	2 名
⑥在宅高齢者等短期宿泊 保護事業	延べ 211 日	延べ 659 日	延べ 364 日	延べ 319 日	延べ 234 日

資料：高齢福祉課

2 地域支援事業の実施状況

本市は、地域包括支援センターを潮来市社会福祉協議会に委託して実施しています。平成 29 年度からは、新たに介護予防・日常生活支援総合事業として、従来の要支援者ならびに基本チェックリスト該当者を対象とした介護予防・生活支援サービス事業、また、第 1 号被保険者を対象とした一般介護予防事業の推進に努めています。

また、市内 2 か所に「高齢者総合相談センター（あやめ、福楽園）」を設置し、地域包括支援センター等と連携して相談支援を行っています。

① 介護予防・日常生活支援総合事業

	平成 30 年度	令和元年度
訪問型サービス		
訪問介護相当サービス	1 人	0 人
訪問型サービス A	47 人	49 人
通所型サービス		
通所介護相当サービス	1 人	0 人
通所型サービス A	118 人	127 人

※人数は 1 月あたりの利用者数

② 介護予防事業

	平成 30 年度	令和元年度
介護予防スポット訪問事業	14 人	6 人
介護予防教室（二次予防事業対象者）		
転倒予防教室 (実施回数)	延べ 92 人 (10 回)	延べ 114 人 (10 回)
介護予防教室（一般高齢者）		
介護予防教室 (実施回数)	延べ 456 人 (30 回)	延べ 393 人 (28 回)
シルバーリハビリ体操教室 (実施回数)	延べ 4,236 人 (230 回)	延べ 4,434 人 (258 回)
あたまの体操・楽習塾 (実施回数)	延べ 430 人 (25 回)	延べ 430 人 (26 回)
筋力アップ教室 (実施回数)	延べ 349 人 (22 回)	延べ 335 人 (22 回)
水中運動教室 (実施回数)	延べ 218 人 (14 回)	0 人 (0 回)

③ 包括的支援事業

	平成 30 年度	令和元年度
包括的継続的マネジメント		
開催回数	14 回	10 回
参加延人数	294 人	239 人
予防給付マネジメント（要支援 1・2）	2,425 件	2,571 件
総合相談・権利擁護事業		
相談実件数	570 件	387 件
相談延べ件数	713 件	391 件
訪問延べ件数	132 件	32 件
高齢者虐待対応状況	1 件	12 件
高齢者実態把握「福楽園・あやめ」	600 件	600 件

④ 任意事業

	平成 30 年度	令和元年度
家族介護用品支給事業		
利用者（年度末時点）	168 人	630 人※
家族介護者教室		
開催回数	2 回	2 回
参加延べ人数	29 人	34 人
潮来市成年後見制度利用支援事業		
潮来市長申立件数（制度利用助成）	1 件 (0 件)	0 件 (0 件)

※家族介護用品支給事業は、在宅ねたきり老人等に対し、紙おむつや介護に必要な消耗品と交換できる引換券の給付を行うもの。令和元年度から、要件を要介護 3 以上から要介護 1 以上に緩和。

第5節 高齢者等実態調査の概要

計画の策定にあたって、高齢者、介護保険サービス利用者及び介護サービス提供事業者等を対象に高齢者等実態調査を実施し、地域での高齢者の生活実態や介護サービスの需要等を把握することによって本市における課題を整理するとともに、計画期間内の目指すべき介護サービスの方向性等を検討する基礎資料としました。

■潮来市高齢者等実態調査結果の概要

事 項	内 容				
調査対象	①第1号被保険者調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査） （要介護認定を受けていない65歳以上と要支援1、2から無作為抽出1,000人） ②要支援・要介護認定者調査（在宅介護実態調査）（全員879人） ③施設等サービス利用者調査（全員323人） ④サービス提供事業者調査（介護人材実態調査）（15事業者） ⑤ケアマネジャー調査（在宅生活改善調査）（37人）				
調査実施期間	※①～③は、令和2年7月16日から7月31日まで ※④～⑤は、令和2年8月28日から9月10日まで				
調査方法	郵送配布、郵送回収				
調査区分ごと 回収状況 （回収率）	①第1号 被保険者 668票 (66.8%)	②要支援・要 介護認定者 538票 (61.2%)	③施設等サー ビス利用者 151票 (46.7%)	④サービス 提供事業者 12票 (80.0%)	⑤ケアマネ ジャー 32票 (86.5%)

1 第1号被保険者調査について

週1回以上の外出をみると、「ほとんど外出しない」と「週1回」を合わせて、閉じこもり傾向のある人は21.1%です。前回調査よりも3.9ポイント上昇しています。

主観的健康観は「とてもよい」と「まあよい」を合わせて75.0%で、前回調査とほぼ同様です。

介護が必要になった場合の意向については「自宅で介護を受けたい」が35.9%で前回と同様ですが、「わからない」が増加し「老人ホームなどに入所したい」が減少しています。

図 週1回以上の外出

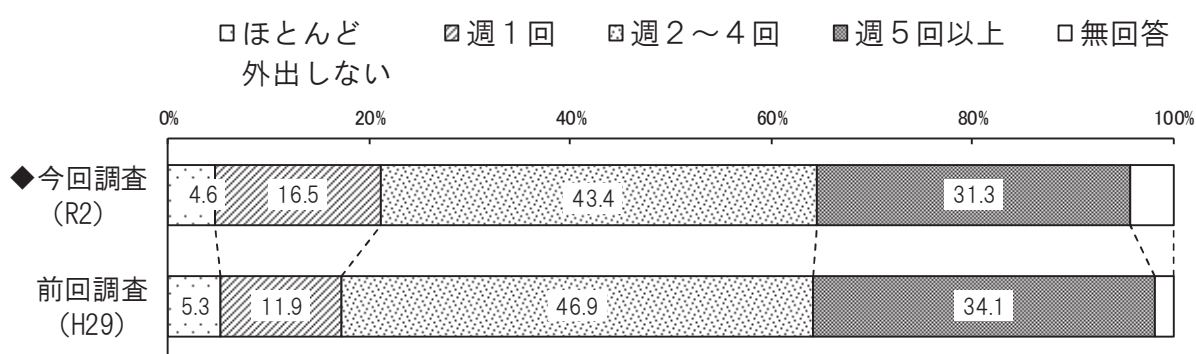


図 主観的健康観

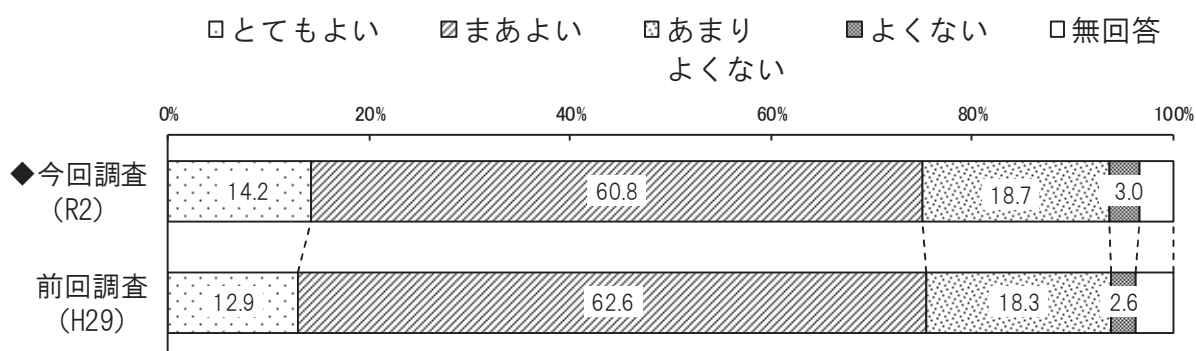
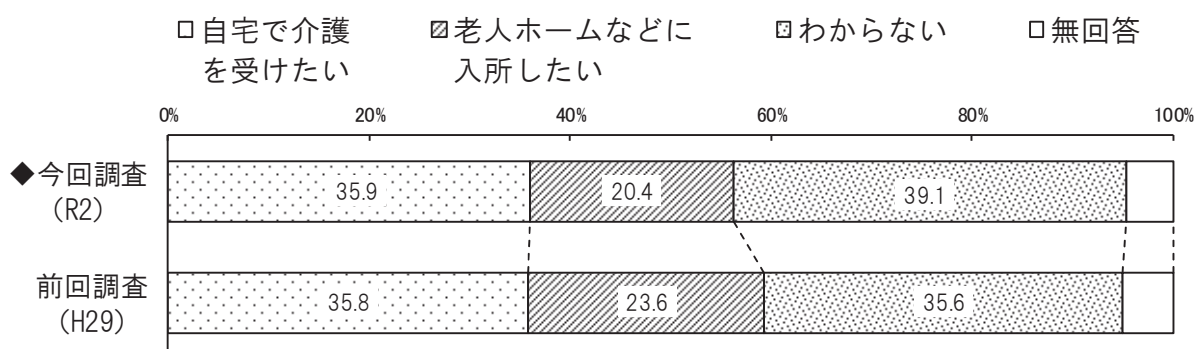


図 介護の意向



2 在宅要支援・要介護認定者調査について

総合的にみた介護保険サービスの利用については、「満足である」が74.3%で、前回調査（平成29年）よりも10.1ポイント増加しています。

また、介護保険サービスがもたらす効果として、介護保険サービスを利用したことにより、ご本人の身体や生活の状況が「良くなった」は54.2%で、前回調査よりも4.5ポイント増加しています。

施設入所の意向については「入所・入居を検討している」が19.7%、「すでに入所・入居の申し込みをしている」が11.5%で、前回調査とほぼ同じです。

図 介護保険サービスの総合評価

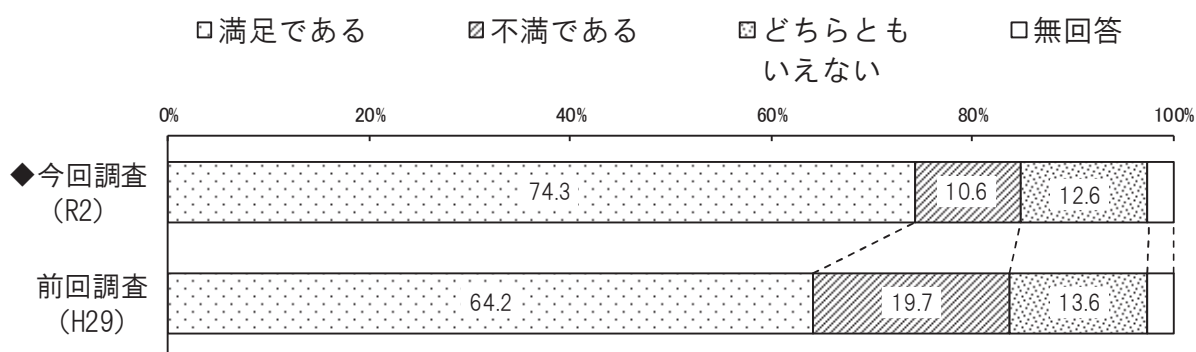


図 介護保険サービスがもたらす効果

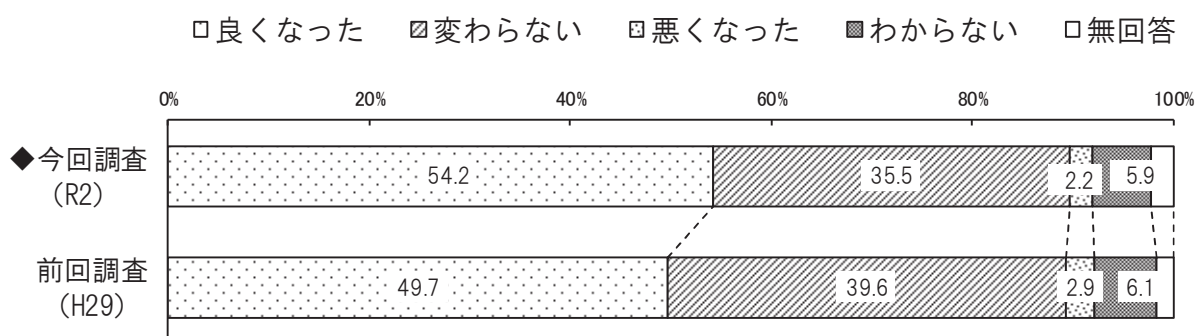
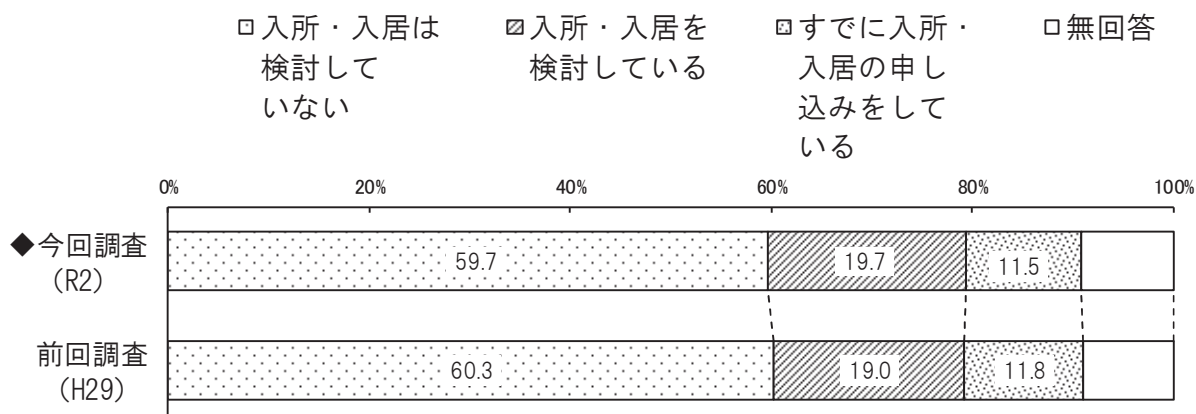


図 施設の入所意向



3 施設等サービス利用者調査について

施設等サービス利用者調査の回答者は、後期高齢者（75歳以上）が82.1%を占めています。介護度は、要介護3～5が72.9%を占めています。また、認知症と「診断されている」方が55.6%で、前回調査（平成29年）と比べて13.4ポイント増加しています。

入所している施設は「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」が57.0%、「介護老人保健施設（老人保健施設）」が20.5%で、現在の施設の入所期間は「1年～3年未満」が30.5%で最も高いですが、前回調査よりも入所期間が長くなっている傾向が見られます。

現在、入所している施設サービスは「満足である」が73.5%で、前回調査よりも9.4ポイント増加しています。

図 認知症の診断の有無

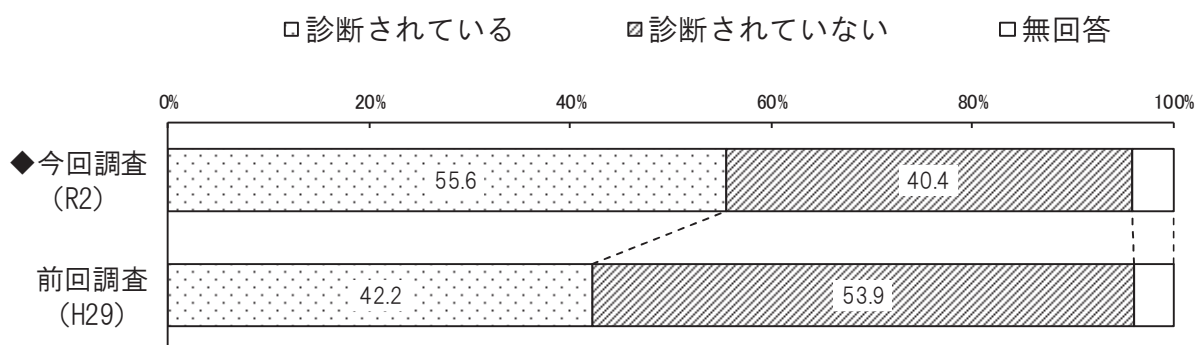
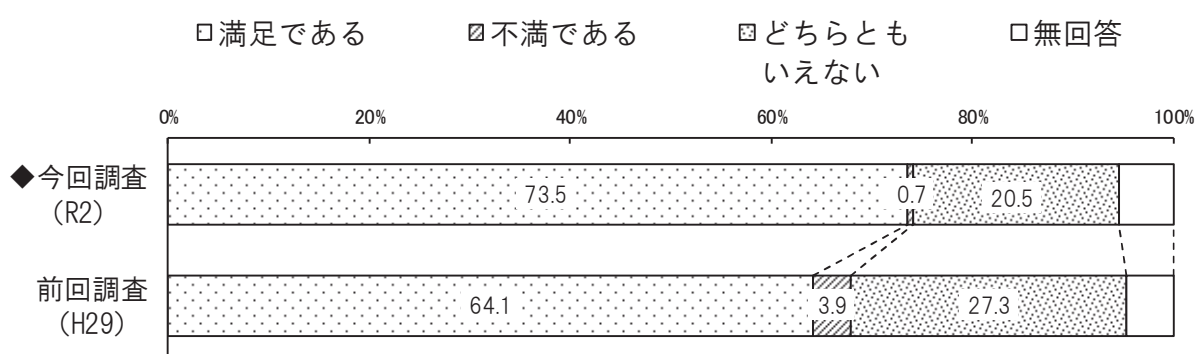


図 施設サービスの満足度



4 サービス提供事業者調査について

新規事業の予定として、『通所介護（介護予防含む）』と『訪問看護（介護予防含む）』が挙げられていました。運営上の問題点や課題として、介護職員の人材不足や新型コロナウイルス感染予防対策に係る経費が増大していること、衛生用品が不足していること等が挙げられていました。また、家族が遠方にいるためサービスの契約や緊急時の対応に支障が生じるケースが挙げられていました。

施設入所者・希望者は「増えている」が25.0%です。また、居宅サービスの利用は「増えている」が33.3%で前回調査（平成29年）と同様です。しかし、前回調査では「減っている」と回答した事業所はありませんでしたが、今回は、施設サービスで8.3%、居宅サービスで25.0%の事業所は利用者が「減っている」と回答しています。

図 施設入所者数・希望者の状況

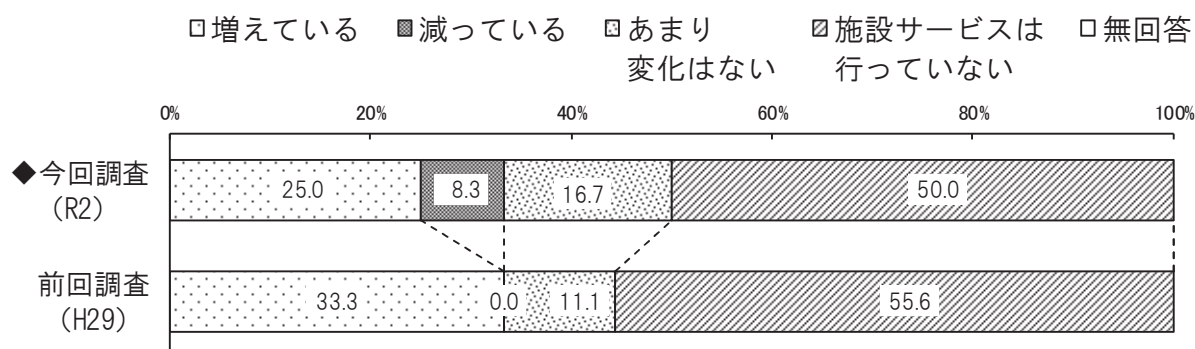
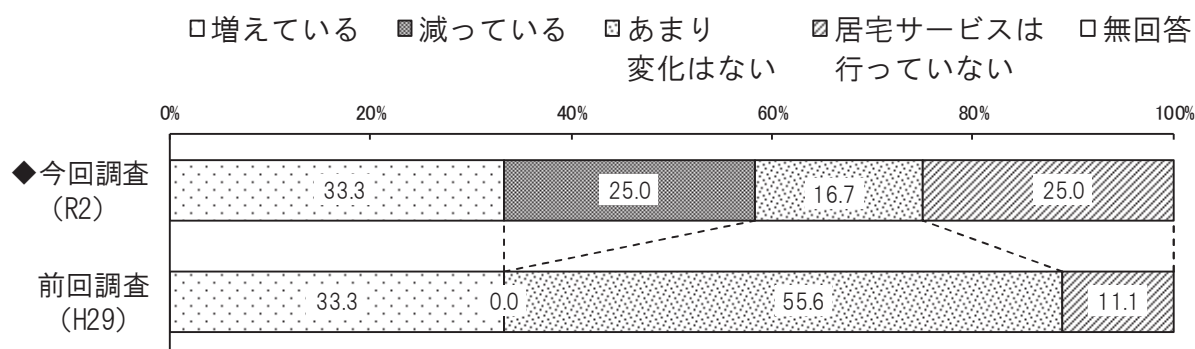


図 居宅サービス利用者数の状況



5 ケアマネジャー調査について

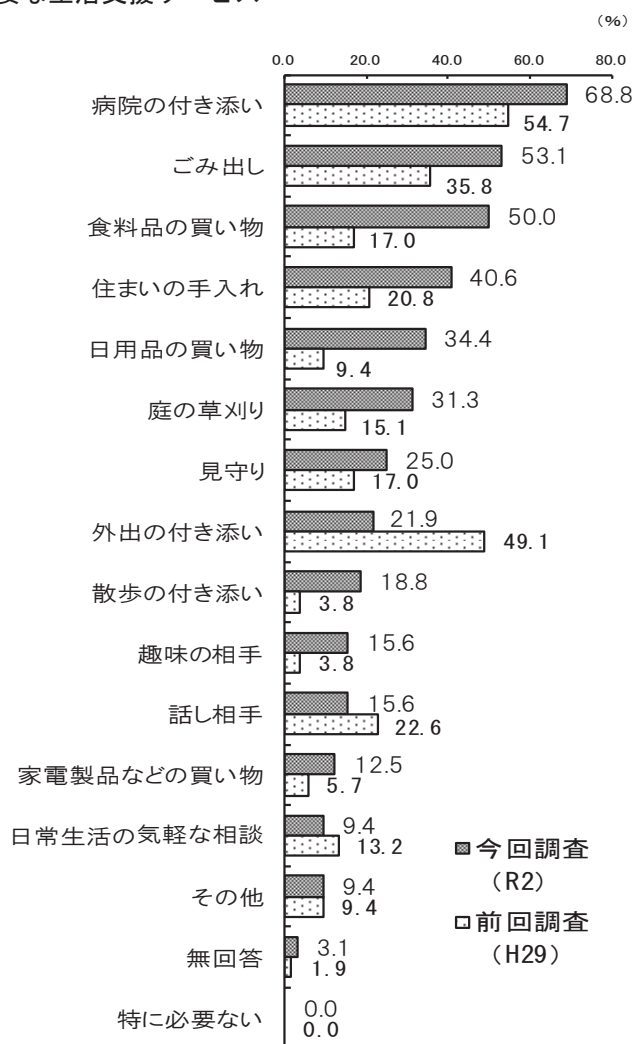
潮来市に不足していると思う介護保険サービスが「ある」と62.5%が回答しており、具体的には『訪問介護』や『訪問看護』のほか、地域密着型サービスの『夜間対応型訪問介護』や『定期巡回・随時対応型訪問介護看護』が多くあげられていました。

ケアマネジャー業務を行う中での問題点は「介護保険以外のサービスが少ない」が最も高く挙げられており、次に「提供できるサービスが少ない」といった内容が挙げられています。特に、必要な生活支援サービスは「病院の付き添い」や「ごみ出し」が前回と同様に高い割合です。

在宅生活の改善については、現在のサービス利用では生活の維持が難しくなっている利用者が「いる」と65.6%が回答していました。

また、生活の維持が難しいと感じている利用者は、独居の方で、自宅等（持ち家）の割合が高く、「要介護1」と「要介護2」が6割以上を占めている状況です。

図 必要な生活支援サービス



第6節 第7期計画の評価

第7期計画では、高齢者の自立した日常生活の支援、要介護状態等の予防または軽減もしくは悪化の防止に向けた事業・取り組みの目標を設定しました。

さらに、令和2年度末を目標に、高齢者等実態調査結果の中から計画の取り組みを点検・評価する指標を設定しました。以下は、第7期計画の評価結果です。

① 事業・取り組みの目標

《目標1》シルバーリハビリ体操の参加者を増やす。

「シルバーリハビリ体操」の参加者について、年間100人増を見込み令和2年度に4,000人の延べ参加者を目標に掲げました。実績は4,434人という結果です。

現状 (平成28年度)		目標 (令和2年度)		結果 (令和元年度)
3,627人	⇒	4,000人		延べ参加者数 4,434人

《目標2》ふれあい・いきいきサロンの設置数を増やす。

「ふれあい・いきいきサロン」の設置数について、年間2か所増を見込み令和2年度に20か所の設置数を目標に掲げました。実績は16か所という結果です。

現状 (平成28年度)		目標 (令和2年度)		結果 (令和元年度)
14か所	⇒	20か所		設置数 16か所

《目標3》認知症サポーター養成講座の参加者を増やす。

「認知症サポーター養成講座」の参加者について、年間297人程度の増を見込み令和2年度に2,260人の延べ参加者を目標に掲げました。実績は1,671人という結果です。

現状 (平成28年度)		目標 (令和2年度)		結果 (令和元年度)
1,112人	⇒	2,260人		延べ参加者数 1,671人

② アンケート結果の指標

《指標 1》「地域包括支援センター」の認知度を上げる。

第1号被保険者の「地域包括支援センター」の認知度について、70.0%を目標の指標に掲げましたが、アンケート結果は61.7%という結果でした。

現状 (平成 29 年度)	⇒	目標 (令和 2 年度)	結果 (令和 2 年度)
62.2%		70.0%	認知度 61.7%

《指標 2》「成年後見制度」の認知度を上げる。

第1号被保険者の「成年後見制度」の認知度について、50.0%を目標の指標に掲げましたが、アンケート結果は40.7%という結果でした。

現状 (平成 29 年度)	⇒	目標 (令和 2 年度)	結果 (令和 2 年度)
42.0%		50.0%	認知度 40.7%

《指標 3》介護保険サービス利用者の満足度を上げる。

要支援・要介護認定者の介護保険サービス利用者の満足度について、70.0%を目標の指標に掲げましたが、アンケート結果は74.3%で大きく上回りました。

現状 (平成 29 年度)	⇒	目標 (令和 2 年度)	結果 (令和 2 年度)
64.2%		70.0%	満足度 74.3%

介護予防に資するシルバーリハビリ体操の参加者は目標値を上回りましたが、ふれあい・いきいきサロンの設置数や認知症サポーター養成講座の参加者は目標まで達しませんでした。

また、アンケート結果の指標について「地域包括支援センター」や「成年後見制度」は、広報紙やパンフレット等で周知に努めましたが認知度は下がっているため、必要な人に必要なサービスを提供するためにも引き続き周知や情報の提供方法が課題となります。

その一方で、介護サービス利用者の満足度が前回調査よりも大きく上昇しており、この間、介護サービス事業所によるサービスの質の向上が確実に図られていると考えられます。

第7節 計画課題の整理

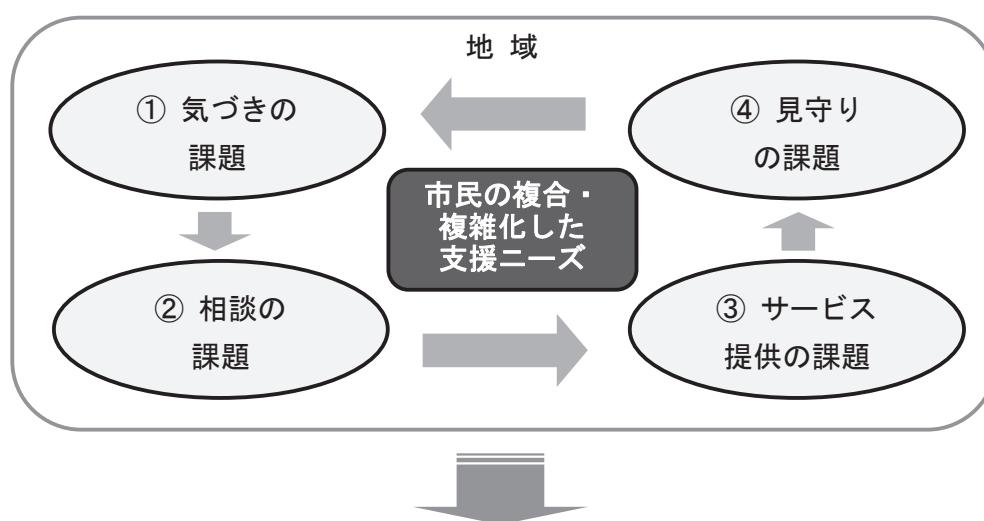
少子高齢化、核家族化、価値観の多様化が進む中で、現在の制度や分野ごとの「縦割り」では解決できない様々な課題が複合化してきており、本計画においても地域福祉の重点課題を共通の課題として捉えながら、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築を進めていく必要があります。

今後も地域福祉の重点課題を共通の課題としながら、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう「医療」「介護」「介護予防」「住まい」「生活支援」が一体的に提供される『地域包括ケア』を深化させ・推進していく必要があります。

■地域福祉の重点課題

- ① 支援の手が行き届かず困っている人を見つけ、見逃さない（気づきの課題）
- ② 話をよく聞き、ニーズに応じた相談対応体制を確保する（相談の課題）
- ③ サービス提供基盤の確保とサービス利用につなげる（サービス提供の課題）
- ④ 生活の改善に向けて、温かく寄りそった支援を継続する（見守りの課題）

『必要な支援を包括的に確保するための4つの課題』



- * 福祉が必要な人を見逃さないよう、福祉感度の良い、信頼のおける人材をたくさん増やして、いち早く問題の発見につなげ、ニーズを顕在化させる。
- * 困りごととは決して断らず解決できるよう、多職種との連携を強化した相談対応体制づくり。
- * 地域のサービス基盤の充実とともに様々な資源を組み合わせながら、隙間のない福祉の輪を構築する。
- * 一人ひとりの課題にきちんと寄りそいながら、地域全体で温かく継続して見守っていける体制づくり。

課題 1：健康づくり・介護予防の推進

【気づきの課題】

＊介護予防に取り組む必要があっても気づいていない方もいます。そのような方に対して、日ごろから健康への配慮や生活習慣病予防を意識できるよう啓発が大切です。

【相談の課題】

＊高齢者一人ひとりが健康づくりと介護予防に主体的に取り組むことができるよう、疾病や介護予防に関する知識の普及や相談対応に努めていく必要があります。

【サービス提供の課題】

＊高齢者の生きがいがづくり活動などを通じて、日常的にスポーツやレクリエーションに親しめる機会をつくり、介護予防や健康増進に結びつけていく必要があります。

【見守りの課題】

＊健康づくりや介護予防事業、「ふれあい・いきいきサロン」など、地域のつながりを強化して、できる限り介護を必要としない健康な高齢期を目指した活動に取り組むことが大切です。

課題 2：安心して暮らせるサービス基盤の確保

【気づきの課題】

＊サービスを必要とする方に必要なサービスを確実に提供していくことが大切です。

【相談の課題】

＊安心して地域での生活を継続できるようニーズを明らかにして、介護保険サービスが確実に行き渡るよう、周知の徹底に努めていく必要があります。

【サービス提供の課題】

＊介護サービスを安定して供給できるよう、多様な介護サービス内容や量の確保を図っていく必要があります。

【見守りの課題】

＊住み慣れた地域での生活を継続していくためには、介護保険サービスのほか、日常生活を支援する見守りが必要となります。

課題3：尊厳のある暮らしの形成（認知症高齢者等への支援）

【気づきの課題】

＊認知症の兆候を早期に発見する方法が求められているため、関係機関と連携を強化して高齢者の尊厳のある暮らしを維持するための対策を進めていく必要があります。

【相談の課題】

＊認知症の専門医と連携して、初期の支援を包括的・集中的に行っていく体制づくりが必要です。

【サービス提供の課題】

＊認知症予防を目的とするプログラムを取り組むことや、認知症高齢者虐待防止に関する普及啓発のほか、グループホーム等を確保していく必要があります。

【見守りの課題】

＊認知症の人を見守る認知症サポーターの養成や、各種事業所との見守り協定の締結など関係機関とのネットワークづくりを進めていく必要があります。

＊成年後見制度、権利擁護などの制度の啓発、地域住民の認知症についての正しい理解を地域全体に深めていく事業が重要です。

課題4：地域で支え合う福祉のまちづくり

【気づきの課題】

＊高齢者と障がいのある人の同居など複合的な課題が生じています。包括的マネジメントのもとで、ともに支え合っていける地域包括ケア体制を構築する必要があります。

【相談の課題】

＊「地域包括支援センター」を中核に、市内2か所の「高齢者総合相談センター」の機能を強化して高齢者や家族の身近な相談窓口として対応していく必要があります。

【サービス提供の課題】

＊地域共生社会の実現に向けて、介護保険サービスのみならず、住民等による主体的な参画のもとに多様なインフォーマルサービスの取り組みを充実させていく必要があります。

【見守りの課題】

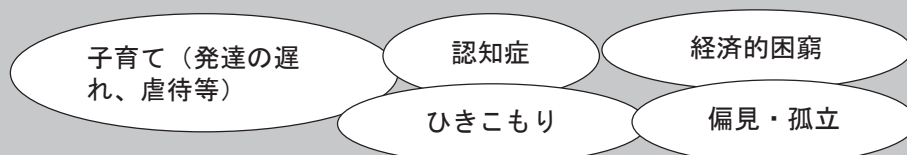
＊災害時における高齢者等の避難体制の確保のほか、高齢者を狙った犯罪等による被害、孤独死なども考えられることから、地域の民生委員児童委員や区、ボランティア団体等と連携して、地域の支え合いによる支援が大切です。

『重層的支援体制整備』に向けた取り組みについて

＊国は、属性や世代を超えた支援を柔軟かつ円滑に行うため、介護、障がい、子ども、生活困窮等の各制度における関連事業に係る補助について、一体的な執行を行う仕組みを構築しています。

＊本市においても、市民の複合・複雑化した支援ニーズに対応するため、検討を進めていく必要があります。

◆市民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない支援体制を整備する必要があります。



- ・ 地域福祉活動を強化する体制（「ほほえみの会いたこ」等）
- ・ 各種相談に総合的に対応する（総合相談体制）
- ・ 福祉計画を推進する策定委員会や協議会の体制強化
- ・ 地域と連携した自主的なサロン等の活動支援
- ・ 児童、高齢者、障がいのある方への相談対応を迅速に進められる拠点やネットワークの強化 など



(裏白)

第3章 計画の基本的な考え方

(第 3 章裏)

第1節 基本理念・基本目標

1 基本理念

自分らしく安心して暮らせる 潮来



第8期計画は、令和22(2040)年を見据えて、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応した重層的な支援体制、認知症施策や介護サービス体制の整備促進など、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう「地域包括ケアシステム」の推進・深化に向けた取り組みを図っていく必要があります。

地域包括ケアシステムの推進・深化に向けては、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実・強化といった地域支援事業の充実にさらに取り組む必要があります、市民等による主体的な参画のもとに多様なサービスを充実させていきます。

また、高齢者が地域で、自分らしく安心して暮らし続けることができるようにするためには、健康づくりや介護予防の一体的な推進あるいは認知症やひとり暮らし高齢者など支援を必要とする方々への対応はもとより、元気な高齢者に対する参加支援を促進していくことが求められます。

第8期計画では、地域共生社会の実現を目指し、高齢者がいきいきと活動的に生活し、また、介護が必要になっても住み慣れた地域で、温かなふれ合いと支え合いのなかで、安心した暮らしを続けられる社会の実現を目指します。

2 基本目標、施策体系

基本目標 1：健康づくり・介護予防の推進

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を行っていく必要があります。高齢者がいつまでも生きがいを持ち続け、できるだけ自立した生活を送れるよう、介護予防の推進に努めるとともに保健事業とも一体となって取り組むことが大切です。そのため、高齢者が住み慣れた家庭や地域において、健康でいきいきとした生活が送れるよう、日ごろから健康の維持・増進に努めるとともに、介護・医療・健診情報等を活用して関係部署が連携して健康づくり・介護予防に取り組んでいきます。

介護予防・日常生活支援総合事業の推進にあたっては、市民等の多様な主体が参加し、地域において多様なサービスを提供していけるよう準備を進め、円滑な介護予防の推進に取り組めます。

[施策体系]

基本目標 1 健康づくり・介護予防の推進

- 1-1 生涯にわたる健康づくり・生きがいづくり
 - (1) 健康づくり活動の促進
 - (2) 地域活動・生涯学習の推進
 - (3) 就労の支援
- 1-2 保健事業と介護予防事業の一体的な推進
 - (1) 保健事業の推進
 - (2) 介護予防事業の推進

基本目標 2：安心して暮らせるサービス基盤の確保

在宅での生活を継続していくためには、介護保険サービスのほか、日常生活を支援する各種の在宅支援サービスが必要です。そのため、高齢者の生活環境や健康状態、支援の必要な状況などを総合的に判断し、必要とされるサービスを調整・提供できる体制を確保していきます。

また、介護保険制度のサービスについて、新たに必要とされる地域密着型サービスの確保など介護サービス基盤の充実・確保に努め、適切な制度の運用を図ります。

今後、より高齢化が進行する中で、加齢とともに何らかの支援を必要とする高齢者も増加していきます。そのため、質の高いサービスを市民の活動とともに充実させ、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう生活支援サービスの充実に努めていきます。

〔 施策体系 〕

基本目標 2 安心して暮らせるサービス基盤の確保

- 2-1 介護サービス基盤の整備
 - (1) 居宅サービスの充実（介護保険サービス）
 - (2) 地域密着型サービスの充実（介護保険サービス）
 - (3) 施設サービスの充実（介護保険サービス）
 - (4) 低所得者への配慮
- 2-2 介護サービス提供体制の充実
 - (1) 情報提供・相談体制の充実
 - (2) 介護給付等の適正化の推進
 - (3) 介護保険サービス等の苦情処理体制の充実
 - (4) 指導・助言及び支援・評価体制の充実
- 2-3 生活支援サービスの充実
 - (1) 在宅生活支援サービスの充実
 - (2) 家族介護支援サービスの充実

基本目標 3：尊厳のある暮らしの形成

認知症施策推進大綱を踏まえ、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を目指していく必要があります。また、介護する家族の負担軽減を図っていくことも大切です。

住み慣れた地域や家庭で、認知症高齢者が自分らしさを保ちながら、家族とともに安心して生活するために、認知症の方やその家族の相談業務等を行う認知症地域支援推進員の活動を推進し、認知症に関する地域の理解の促進を図っていきます。

また、日常生活を送るうえで必要な方に対しては、成年後見制度を周知するとともに、適切な制度利用につながるよう権利擁護支援の地域連携ネットワーク体制の整備に努めていきます。さらに、高齢者が尊厳を失うことなく、地域で自分らしい暮らし方を選択できるよう、虐待防止施策を継続・推進して取り組みます。

[施策体系]

基本目標 3 尊厳のある暮らしの形成

- 3-1 認知症高齢者支援対策の充実
 - (1) 認知症施策の推進
 - (2) 認知症予防の推進
 - (3) 権利擁護の促進
- 3-2 高齢者虐待防止対策の推進
 - (1) 早期発見・早期対応できる体制の整備
 - (2) 高齢者虐待防止に関する普及啓発の推進

基本目標４：地域で支え合う福祉のまちづくり

今後も住み慣れた地域でできるだけ自立した生活が続けられるようにするためには、地域の保健医療サービスや福祉サービス、ボランティア等による支援を包括的なマネジメントのもとで進めていくことが大切です。

現在、高齢者や家族の身近な相談窓口として、介護保険サービスやインフォーマルサービスを調整する機能を持つ地域包括支援センターが中心的な役割を担っています。今後、この地域包括支援センター機能を強化しながら、本市における『地域包括ケアシステム』を構築していきます。

また、高齢単身世帯の増加といった世帯構造の変化や近隣関係の希薄化などを背景に、より地域での見守りや支え合いが必要となっているため、いざという時にも高齢者が地域で安心して暮らせるよう、ハード・ソフトの両面から地域福祉の充実したまちづくりに取り組みます。

〔 施策体系 〕

基本目標４ 地域で支え合う福祉のまちづくり

- 4-1 地域包括ケア体制の充実
 - (1) 地域包括支援センター等の運営
 - (2) 地域包括ケアの推進
- 4-2 地域福祉のまちづくり
 - (1) 地域福祉活動の推進
 - (2) 災害時や緊急時の支援体制の確立
 - (3) 高齢者の住まいの確保
 - (4) 福祉のまちづくりの推進

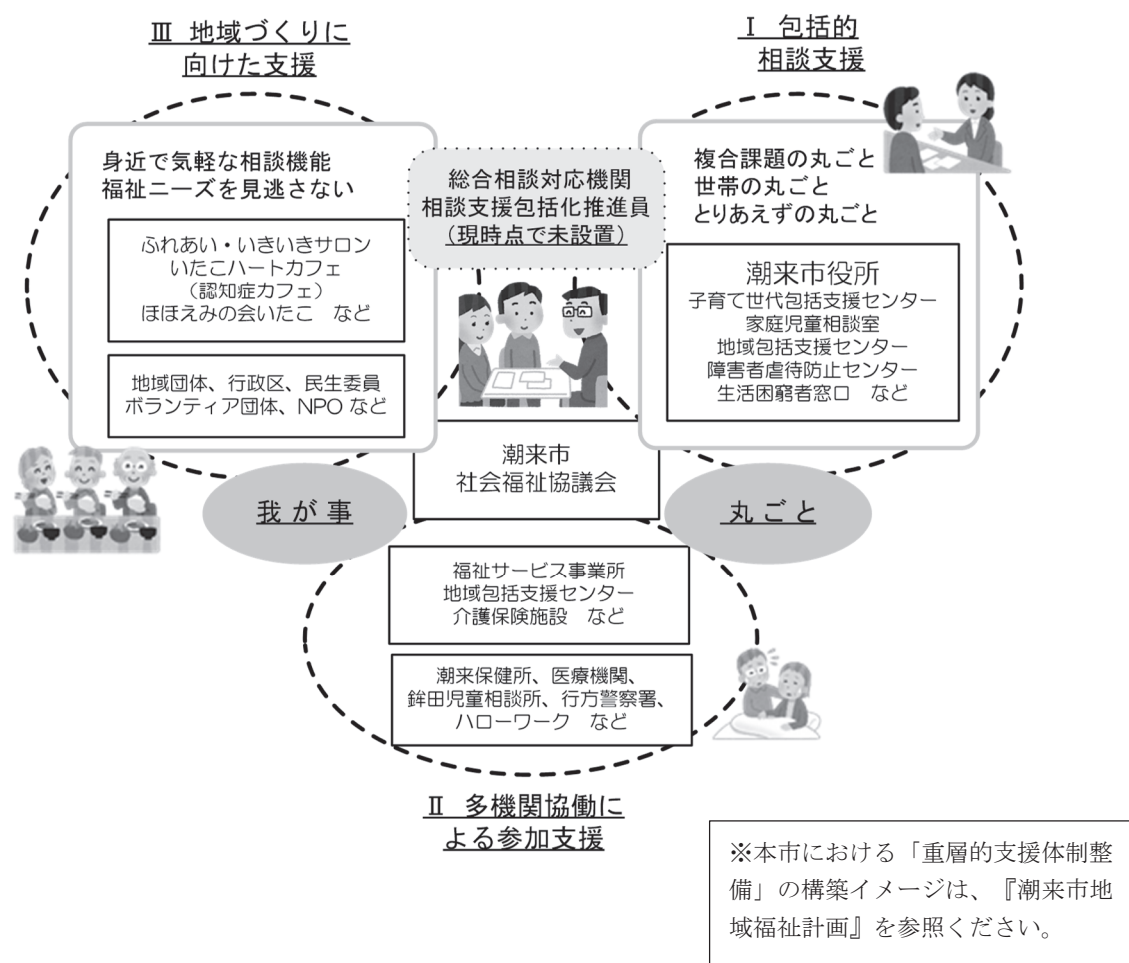
第2節 重層的支援体制の整備に向けた取り組み

世帯の中で課題が複合化・複雑化しているケースや、制度の狭間にあるケースが発生しており、高齢、障がい、児童等の分野ごとの相談対応では対応が困難になってきています。

国は、属性や世代を超えた支援を柔軟かつ円滑に行うため、高齢・介護、障がい、子ども、生活困窮等の各制度における関連事業、相談支援に対して一体的に取り組む制度を構築しています。

複合化・複雑化している福祉課題に対しては、決して“がまんをさせない”“手遅れにさせない”“あきらめさせない”ことが大切であり、そのため、本市においても『重層的支援体制』を整備し、市民の複合化・複雑化した支援ニーズの解決を試みることのできる体制の構築に努めていきます。

■重層的支援体制の整備に向けたイメージ



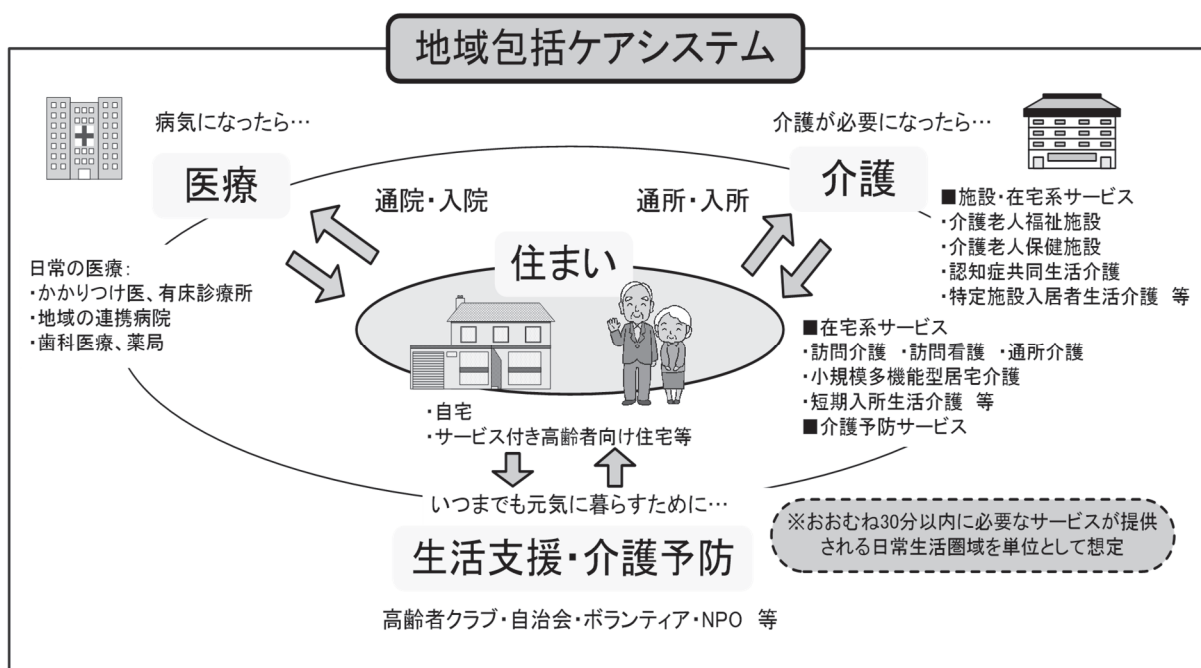
第3節 地域包括ケアシステム推進・深化に向けた取り組み

第7期計画においては、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「医療」「介護」「介護予防」「住まい」「生活支援」が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の推進・深化に取り組んできました。

しかし、さらにその先を展望すると、令和22(2040)年に現役世代人口が減少する中でも高齢人口はピークを迎え、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することで、介護サービス需要がさらに増加・多様化することが見込まれています。

そのため、「地域包括ケアシステム」の推進・深化に向けて、自分らしく安心して暮らせる 潮来を目指し、①在宅医療・介護連携の推進、②認知症施策の推進、③地域ケア会議の推進、④生活支援サービスの充実・強化といった地域支援事業の充実に引き続き取り組む必要があります。

■地域包括ケアシステム推進・深化に向けたイメージ



(1) 在宅医療・介護連携の推進

◇切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築

福祉と医療の連携強化が重要な課題であり、本市においては、地域住民への普及啓発に向けて、水郷医師会や潮来保健所等と連携して講演会など行ってきました。医療と介護は切り離せない関係であるため、地域の現状把握を進め、今後は在宅医療・介護連携拠点を確保しながら、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を図っていくことが課題となります。

◇高齢者の在宅生活を支える人材の育成・確保

高齢者の在宅生活を支えていくため、福祉と医療の情報の共有化、連携に対応できる介護人材の育成・確保も課題となります。

◇多様で柔軟な介護サービスを提供する体制確保

現在、地域に不足している介護サービスについて、多様で柔軟なサービスを提供できるよう事業者参入を促進していきます。

(2) 認知症施策の推進

◇認知症初期集中支援チームの活動の推進

これまでは、認知症発症により行動や心理症状等の危機発生後の事後的な対応が主眼となっていましたが、今後は、予防的な対応を図っていくことが重要です。

現在、行方市と連携して認知症サポート医を確保し、初期の支援を包括的・集中的に行う認知症初期集中支援チームの活動を推進しています。

◇認知症の地域支援・ケア向上に係る体制の充実

認知症の方やその家族に対する地域の支援機関をつなぐ連携支援や相談業務等を行う認知症地域支援推進員を、地域包括支援センターに2名を配置しています。また、現在、コロナ禍で開催が難しいところですが、「いたこハートカフェ（認知症カフェ）」を地域のグループホームに協力いただきながら開催し、認知症の人とその家族に対する支援を行っています。

認知症の在宅支援に係る医療や介護サービスの情報については、認知症ケアパスを作成し配布するなどしており、今後ともそれぞれの認知症の症状に応じた支援を行っていきます。

◇認知症サポーター活動促進・地域づくりのネットワーク強化

認知症予防を目的とするプログラムを各介護予防教室に取り入れるとともに、認知症サポーターの養成と活躍の場の確保ならびに「オレンジコーディネーター」を配置するなど地域とのネットワークを強化しながら、認知症施策の推進に努めています。

(3) 生活支援サービス・介護予防の充実・強化

◇生活支援体制整備の促進

地域住民が連携しながら、日常生活の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に行っていく体制を整備していきます。おおむね中学校区の範囲で、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置して、第2層及び第3層による地域ニーズ、地域資源の把握、地域づくり活動から行っていきます。また、高齢者が地域で暮らしを継続するためには、ちょっとした外出や病院の付き添い、買い物、ゴミ出しといった生活支援の充実が求められています。そのため、元気な高齢者には積極的に活躍いただくことが重要であり、就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）を配置して、高齢者の特性や希望に合った活動のコーディネートを通じた社会参加等を促進していきます。

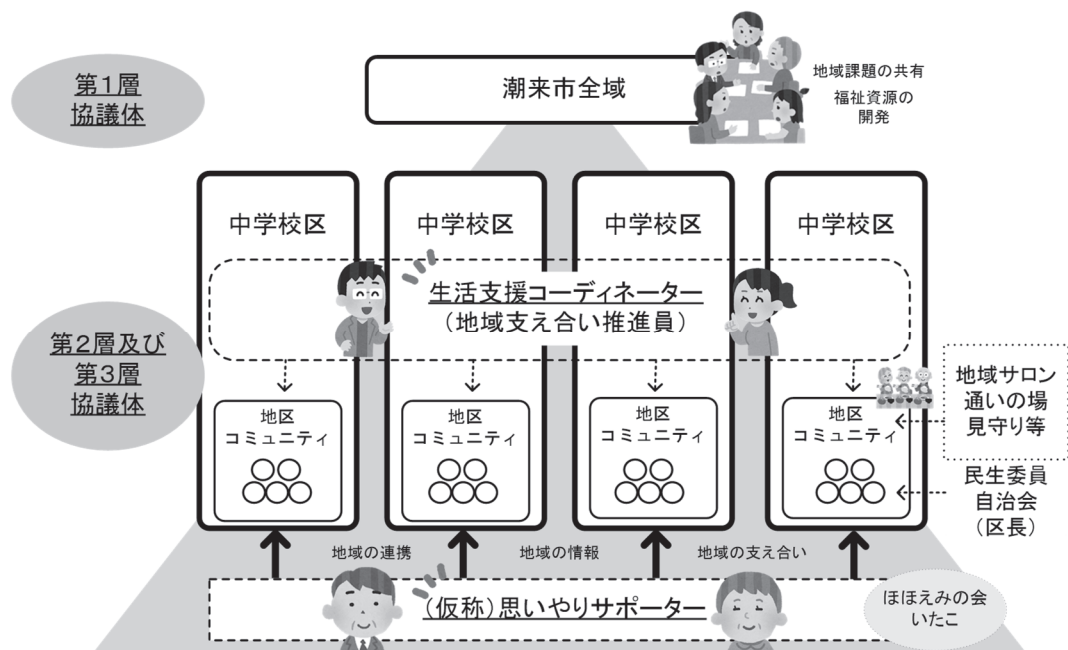
◇サロンなどを活用した介護予防事業の強化

社会福祉協議会が支援している「ふれあい・いきいきサロン」について、介護予防事業修了者による自主的な活動を支援していきます。また、地域の方々が主体的に、そして多世代が交流できるよう、シルバーリハビリ体操指導士や認知症サポーターなど地域の活動と連携を強化しながら取り組んでいきます。

◇高齢者の生活を支える多様な地域組織の育成

現在、社会福祉協議会において「ほほえみの会いたこ」座談会を毎月28日に開催し、地域づくりにおける貴重な懇談の場となっています。今後は、地域の社会福祉法人やボランティア、NPO、民間企業等による「協議体」の設置を目指すとともに、本市にふさわしい生活支援サービスや介護予防の取り組みが進められるよう体制整備を図っていきます。

■生活支援体制整備事業のイメージ



(4) 安心して暮らせる住まいの確保

◇高齢者が安心して暮らせる住まいの確保

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、生活の基盤となる居住の場について、民間活力を導入して高齢者のニーズや状況に対応していく必要があります。今後は、比較的ニーズの高い認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備など居宅支援に努めていきます。

◇誰もが安心して暮らせる地域共生社会づくり

福祉課題の複雑化・複合化に対応するため、本計画においても「潮来市地域福祉計画・地域福祉活動計画」と整合性を図りつつ、介護サービス提供体制の確保に努めるとともに、誰もが安心して暮らせる地域共生社会づくりを推進し、関係団体の活動と協働して取り組んでいきます。

高齢者の自立した日常生活の支援、要介護状態等の予防または軽減もしくは悪化の防止に向けた取り組みについて、以下のとおり目標を定めて取り組みます。

◆目標◆

	実績	目標		
	令和元年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
シルバーリハビリ体操 「延べ参加者数」	4,434 人	4,500 人	4,600 人	4,700 人
ふれあい・いきいきサロン 「設置数」	16 か所	18 か所	20 か所	24 か所
認知症サポーター養成講座 「延べ参加者数」	1,671 人	1,800 人	1,900 人	2,000 人

第4節 日常生活圏域の設定

本市は、人口、地理的条件やサービス提供の状況、施設の位置などから本計画においても市全体を1つの日常生活圏域として設定して、第8期介護保険事業計画の施策・事業を進めます。

第4章 施策の展開

(第 4 章裏)

基本目標 1 健康づくり・介護予防の推進

1-1 生涯にわたる健康づくり・生きがいづくり

本市の一人当たりの医療費は、国・県・同規模自治体と比べて低い状況です。しかし、高血圧症や糖尿病が占める割合が高く、男女とも平均寿命が短いというデータがあります。このようなことから、本市は『健康都市宣言』をして広く市民の健康づくりへの意識を高める取り組みを進めています。今後も市内各地区で開催している健康教室など生涯にわたる健康づくりの推進に努めるとともに、広報をはじめ保健活動や生涯学習事業などと連携して、健康づくりに関わる情報提供に努めます。

また、高齢者の生きがいづくり活動などを通じて、日常的にスポーツやレクリエーションに親しめる機会をつくり、生涯にわたる健康づくり・生きがいづくりにつなげていきます。

(1) 健康づくり活動の促進

- 関係機関と連携して高齢者が主体的に健康づくりに取り組めるよう啓発活動に努めるとともに、市民及び地域の関係団体と協力し合いながら、高齢者がいきいきと元気に暮らせるよう、健康づくり活動を促進します。

(実施事業)

事業・サービス	内容/方向性
健康づくり意識の啓発	・生涯にわたり健康に関心を持ち、自らが主体的に健康づくりに努めることが重要であることの啓発を進めます。 ・運動や食生活、生活習慣病予防等、健康づくりとの関係について情報提供します。
地域団体への活動支援	・食生活改善推進員連絡協議会などの活動の促進や育成を図ります。 ・高齢者クラブなどで行っている健康づくり活動を支援するため、健康教育の出前講座等を開催します。
高齢者水中運動教室 (いきいき ITAKO スポーツクラブ)	・水に親しみながら心と体の健康増進を図り、お互いの親睦を深められるよう教室を開催します。
高齢者スポーツの推進	・生涯学習課と連携してグラウンドゴルフなど、高齢者の関心のあるスポーツ活動を通じて、健康増進を図ります。

(2) 地域活動・生涯学習の推進

- 高齢者の生きがいや、学習意欲を受け止める場として悠々塾の開催、地域のボランティア活動や健康維持のためのスポーツ大会へ参加する高齢者クラブの支援など、高齢者が参加できる機会の創出に努めます。
- 「閉じこもり」の状況が続くと、活動能力の低下や社会に対する無関心、ひいては、「寝たきり」や「認知症」の発症にもつながることが危惧されるため、身近な地域での交流機会など様々な社会参加の創出に努めます。

(実施事業)

事業・サービス	内容/方向性
高齢者クラブ活動の推進	・ 高齢者自らが、自主的活動を通して生きがいや健康づくりを行っていくために、潮来市高齢者クラブ連合会の自主的な活動・取り組みを推進します。
悠々塾など生涯学習の参加支援	・ 受講生が自発的に考え提案し、年間を通じて全体講座と専門講座で学ぶほか、クラブ活動や地域社会へのボランティア活動等に高齢者の力を発揮していけるよう実施します。

(3) 就労等の支援

- 団塊の世代が高齢期を迎えるとともに、高齢者の就労に対する能力や意欲も多様化することが予想されるため、シルバー人材センターを中心に生きがいづくり等につながる就労機会の創出を図ります。

(実施事業)

事業・サービス	内容/方向性
シルバー人材センターの運営	・ 高齢者の能力や意欲を活かし、生きがいに結びつく機会が確保されるよう、多様な就労機会の確保に努めます。 ・ 新規会員の加入促進に努め、勧誘や事業所のPRをしています。
介護ボランティアポイント制度の検討	・ 市が指定した介護保険施設、事業でのボランティア活動にポイントを付与し、高齢者等の介護ボランティア活動を促進します。

1-2 保健事業と介護予防事業の一体的な推進

団塊の世代が75歳以上となる2025年、さらには高齢人口がピークを迎える2040年を見据え、高齢者が住み慣れた地域において健康でいきいきとした生活が送れるよう保健事業と介護予防事業の一体的推進を図ります。

また、介護・医療・健診情報等を活用し、関係部署が連携して健康づくり・介護予防に取り組んでいきます。介護予防・日常生活支援総合事業の推進にあたっては、市民等の多様な主体が参加し、地域において多様なサービスを提供していけるよう準備を進め、円滑な介護予防の推進に取り組めます。

(1) 保健事業の充実

- 健康診査や各種がん検診の結果を効果的に活用し、市民一人ひとりが各世代の健康課題や自分自身の健康づくりに目標を持って取り組むことができるよう、個別の健康を支援する相談・教育事業を推進します。
- 高血圧や糖尿病からの脳血管疾患や重症化など、本市における疾病課題に対応できるよう、特定健診等の保健活動と連携して、若年層から生活習慣病の予防を推進し、高齢期における介護予防につなげます。
- 感染症の拡大防止に努めるとともに、肺炎やインフルエンザ等感染予防に関する知識の普及・啓発を促進します。

(実施事業)

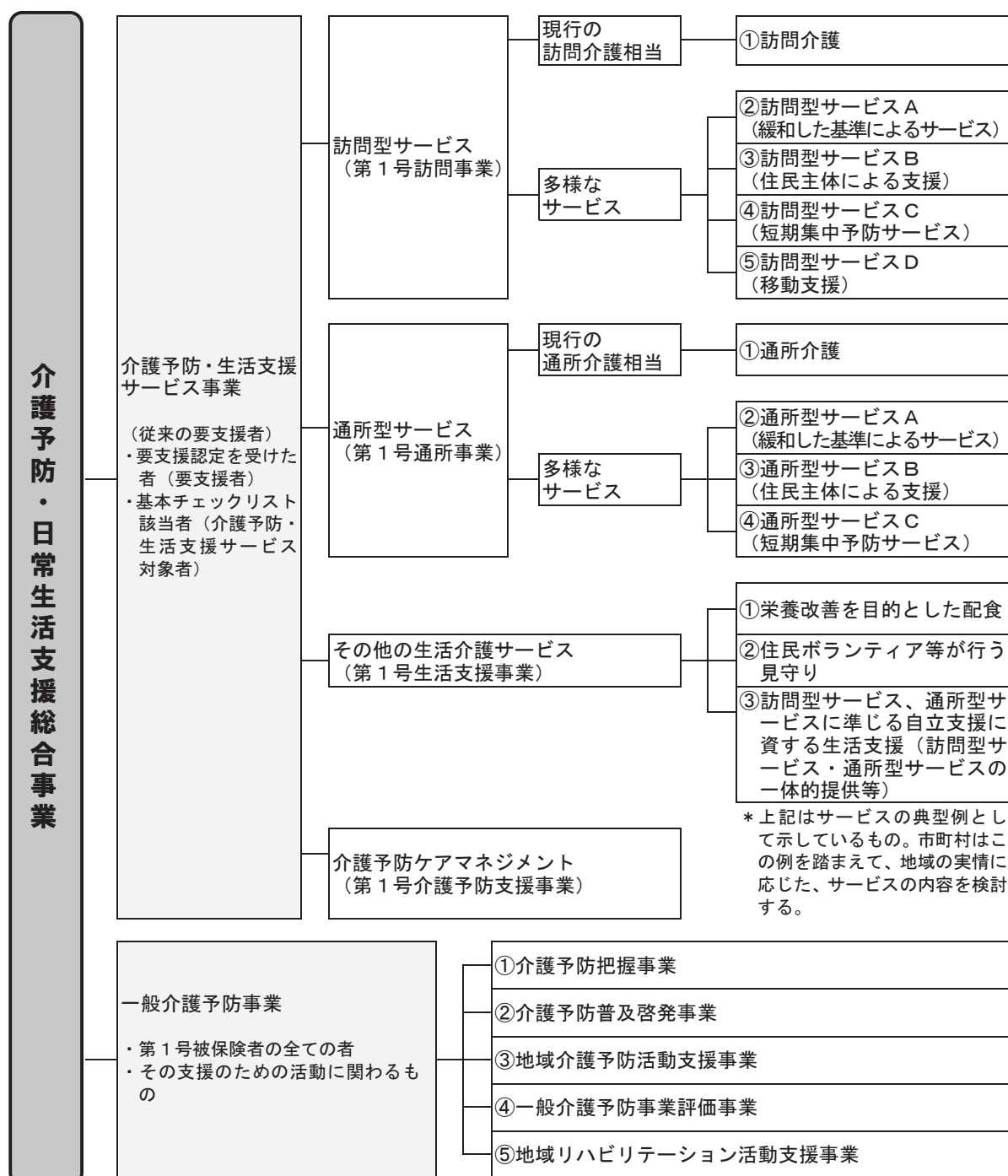
事業・サービス	内容/方向性
特定健康診査・特定保健指導	・内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の該当者・予備群の対策を中心に、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の発症を予防するため、高血糖、脂質異常、高血圧、糖尿病性腎症の重症化などの予防対策・保健指導を推進します。 ・受診率の向上に努め、疾病の早期発見・治療等に結びつけます。
後期高齢者健診	・高齢者が介護を要する状態となることを予防し、自立を支援することを目的に、75歳以上の高齢者を対象とした健康診査を実施します。
がん検診	・各種がん検診を実施し、早期発見・早期治療に結びつけます。
感染症の予防	・新型コロナウイルス感染拡大防止に努めるとともに、インフルエンザ等重症化しやすい感染症に関しては一部公費負担で受けることができる予防接種を実施し、感染予防の推進を図ります。

事業・サービス	内容/方向性
健康ファイル事業	・ 健診結果や自分のからだの状態を理解するための資料を自己管理できるよう、健康ファイルを配付します。
保健指導 (ハイリスクアプローチ)	・ 健診結果をもとに、糖尿病等生活習慣病が重症化しやすい対象者を明確にし、対象者に対して医療機関を適切に受診できるように支援しながら、生活習慣改善指導を行います。
健康相談	・ 随時健康相談を実施し、一人ひとりにあった必要かつ適切な健康情報を伝え、健康管理ができるように支援します。
健康教育 (ポピュレーションアプローチ)	・ 地域包括支援センター等関係機関との連携を図りながら、通いの場へ積極的に介入し、健診の重要性など健康に関する正しい知識の普及を図ります。

(2) 介護予防事業の推進

○ 平成 29 年 4 月から、介護予防・日常生活支援総合事業を実施しています。

■ 介護予防・日常生活支援総合事業の体系図



- 介護予防・生活支援サービス事業について、今後は、ボランティア等住民主体による多様なサービス提供の導入を図れるよう、人材確保のためのボランティアポイント等の活用を検討するなど、効果的な支援が可能となるよう環境の整備を図っていきます。また、地域包括支援センターの体制の充実を図りながら、適正なケアマネジメントに努めます。

(実施事業)

① 介護予防・生活支援サービス事業

事業・サービス	内容/方向性
訪問型サービスの実施	・旧介護予防訪問介護相当の訪問介護、「訪問型サービスA（旧介護予防訪問介護よりも基準を緩和したサービス）」に加え、ボランティア等住民主体による「訪問型サービスB（住民主体による支援）」の導入を検討します。 ・人材確保のためのボランティアポイント等の活用を検討します。
通所型サービスの実施	・従来の予防給付相当の通所介護、「通所型サービスA（旧介護予防通所介護よりも基準を緩和したサービス）」に加え、ボランティア等住民主体による「通所型サービスB（住民主体による支援）」の導入を検討します。 ・人材確保のためのボランティアポイント等の活用を検討します。
その他生活支援サービス	・要支援者等に対して栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りを提供できるよう検討を進めます。
介護予防ケアマネジメント	・本人の生活機能の改善可能性を評価し、本人の意欲を高め、できることを増やしていくケアマネジメントを強化します。 ・利用者の状態とともに、要介護状態に至る直接的・間接的な原因にも着目し、介護予防のケアマネジメントを行います。 ・地域包括支援センター（指定介護予防支援事業者）が原則として介護予防プランを作成し、必要に応じ委託先と連携してケアマネジメントを行います。

- 高齢人口がピークを迎える 2040 年を見据え、介護予防の意義や重要性について周知を進めるとともに、介護予防施策の一層の強化に取り組みます。

(実施事業)

② 一般介護予防事業

事業・サービス	内容/方向性
介護予防把握事業	・要支援、要介護の認定を受けていない高齢者から、生活機能の低下のある高齢者を把握し、民生委員児童委員等による情報収集等のほか、高齢者本人や家族からの相談等を通じて、介護予防活動へつなげます。
介護予防普及啓発事業	<転倒予防教室> ・理学療法士等の指導のもと、転倒予防に関する知識を習得してもらう教室を行います。 <水中運動教室> ・水泳指導者の指導のもと、水の浮力や抵抗力を利用し、関節に負担をかけず運動機能を向上させる教室を行います。 <介護予防教室> ・地域で活動する高齢者団体などからの依頼を受け、地区の集会所などに出向き、介護予防の知識に関する普及啓発する教室を行います。 <脳の健康事業> ・認知症を予防し、脳細胞の活性化につながる教室を行います。 <筋力アップ教室> ・健康運動指導士の指導のもと、筋力の維持向上を目指す教室を行います。
地域介護予防活動支援事業 <健康アップ教室>	・シルバーリハビリ体操指導士の育成や、指導士が実施している介護予防活動の支援を行います。 ・介護予防普及啓発事業で実施している教室終了後も、介護予防効果の維持向上を目指し、各公民館や集会所などで「健康アップ教室」を行います。
一般介護予防事業評価事業	・介護予防事業について、より効果的な施策展開を行えるよう、各事業の実施主体と地域包括支援センターが連携・協力し、高齢者の参加状況や実施プロセス、人材・組織の活動状況を評価します。
地域リハビリテーション活動 支援事業	・介護予防の取り組みの機能を強化するため、通所・訪問・地域ケア会議・地域サロンなど住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等による助言等の実施に向けて、検討を進めます。

基本目標 2 安心して暮らせるサービス基盤の確保

2-1 介護サービス基盤の整備

介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう、介護保険サービスが適切に提供される必要があります。このため、介護や日常生活における支援が必要な高齢者が、心身の状況や生活環境に応じて自ら選択したサービスを適切に受けることができるよう、介護保険サービス基盤の充実を図ります。

(1) 居宅サービスの充実（介護保険サービス）

- 居宅サービスについては、「自立支援」をより徹底する観点に立ち、各サービスを提供します。
- 居宅介護支援事業所をはじめ、各サービス提供事業者と連携して、一人ひとりの状況に応じた適切なサービスが確実に提供される体制の確保に努めます。

(サービス概要)

事業・サービス	内容/方向性
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	・ホームヘルパーによる食事や洗濯、掃除、身の回りの世話、買い物、通院介助等、必要な家事・介護サービスを行います。
訪問入浴介護	・入浴が困難な寝たきりのお年寄りなどの家庭へ、入浴施設や簡易浴槽を積んだ移動入浴車等で訪問し、入浴の介助を行います。
訪問看護	・主治医が認めた者に対し、訪問看護ステーションの看護師や保健師等が家庭を訪問し、主治医と連絡をとりながら病状に応じた看護を行います。
訪問リハビリテーション	・理学療法士や作業療法士が家庭を訪問し、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーション（機能訓練）を提供します。
居宅療養管理指導	・医師や歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問し、療養上の管理・指導を行います。
通所介護 (デイサービス)	・デイサービスセンター等に通い、健康チェックや食事・入浴の提供、日常動作訓練、レクリエーションを提供します。
通所リハビリテーション (デイケア)	・介護老人保健施設や医療機関等に通い、理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションを提供します。
短期入所生活介護 (ショートステイ)	・短期間、介護老人福祉施設に入所しながら介護や機能訓練等を提供します。
短期入所療養介護 (ショートステイ)	・短期間、介護老人保健施設や介護療養型医療施設に入所しながら介護や機能訓練等を提供します。

事業・サービス	内容/方向性
福祉用具貸与	・日常生活の自立を助けるものや機能訓練のための用具等の貸与を行います。
特定福祉用具購入	・居宅において使用する福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排泄のための用具の購入に要した経費の9割を支給します（上限あり）。
住宅改修	・手すりの取付けや段差解消などの住宅改修をした際、20万円を上限に要した費用の9割を支給します。
特定施設入居者生活介護	・有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などに入居している高齢者等について、入浴、排泄、食事などの介護、日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話などを行います。
居宅介護支援・介護予防支援	・介護支援専門員によるケアプラン作成のほか、計画に基づくサービス提供確保に向けた連絡調整等を行います。

（２）地域密着型サービスの充実（介護保険サービス）

- 認知症高齢者やひとり暮らし高齢者等の増加を踏まえ、住み慣れた地域での生活を継続できるためのサービスで、市町村がサービス事業者の指定を行い、原則として当該市町村の被保険者のみの利用が可能なサービスとなっています。
- 認知症高齢者の増加への対応や地域包括ケアへの多機能型サービスの必要性などから、地域特性や住民のニーズを把握し、バランスのとれた地域密着型サービス基盤整備を推進するとともに、新規サービスの事業参入を促進します。

（ サービス概要 ）

事業・サービス	内容/方向性
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	・重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的にまたはそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行います。
夜間対応型訪問介護	・夜間に定期的に巡回して行う訪問介護と、通報に基づき随時対応する訪問介護を組み合わせ、包括的にサービス提供を行います。
地域密着型通所介護	・小規模通所介護事業所の一部は、地域密着型通所介護に移行し、高齢者の日常生活に関する世話や相談など、より地域に密着したサービス提供を行います。 ・施設あたりの利用定員は18人以下となります。
認知症対応型通所介護	・認知症で廃用症候群の状態のある者について、日常生活上の世話及び機能訓練を通所施設で行います。
小規模多機能型居宅介護	・「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを提供し、在宅での生活継続を支援します。

事業・サービス	内容/方向性
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	・認知症で廃用症候群の状態のある者について、その共同生活を営むべき住居において、日常生活上の世話及び機能訓練を行います。
地域密着型 特定施設入居者生活介護	・地域密着型特定施設の入所者に対し、日常生活上の世話及び機能訓練、療養上の世話を行います。(定員 29 人以下の有料老人ホーム等)
地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	・地域密着型介護老人福祉施設の入所者に対し、日常生活上の世話及び機能訓練、健康管理、療養上の世話を行います。(サテライト型、定員 29 人以下の特別養護老人ホーム等)
看護小規模多機能型居宅介護	・小規模多機能型居宅介護と訪問看護を一体的に提供する複合型事業所の創設により、医療ニーズの高い要介護者への支援を行います。

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護の介護サービス提供事業者は、現在、本市にはありません。

今後、高齢者が住み慣れた地域で在宅生活を続けていけるよう、介護サービス事業者の参入を促進します。

(3) 施設サービスの充実(介護保険サービス)

- 介護老人福祉施設の利用者について、国では、要介護 3 以上の認定を受けている(既入所者除く)、又は重度の認知症、精神上の著しい障がい、家庭での虐待等、他所で生活することが困難な方を対象とすることが示されています。
- 施設サービスについては、国の方針に基づき「重度者への重点化」に配慮していきます。

(サービス概要)

事業・サービス	内容/方向性
介護老人福祉施設	・特別養護老人ホームにおいて、施設サービス計画に基づいて入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。
介護老人保健施設	・老人保健施設において、施設サービス計画に基づいて看護や医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療のほか、日常生活上の世話を行います。
介護医療院	・今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えたサービスを行います。

(4) 低所得者への配慮

- 介護が必要な方が必要なサービスを適切に受けることができるよう、取り組みを推進します。
- 特に、経済的な理由で必要なサービスを受けられないことがないよう、引き続き、低所得者の経済的負担軽減策を実施していくとともに、各種制度についての周知を図ります。

(実施事業)

事業・サービス	内容/方向性
特定入所者介護サービス費等 給付	・施設サービスの居住費や食費等の利用者負担額が、世帯の所得状況等により設定された利用限度額を超えた場合、超えた分を特定入所者介護サービス費として支給します。
高額介護サービス費等給付	・介護保険のサービスに対して支払った1か月ごとの利用者負担の合計が、世帯の所得状況等により設定された一定の上限を超えた場合、超えた分を高額介護サービス費として支給します。
高額医療・高額介護合算サービス費等給付	・医療保険と介護保険の両方の自己負担を合算し、世帯の所得状況等により設定された一定の上限を超えた場合、超えた分を支給します。

2-2 介護サービス提供体制の充実

必要とする介護サービスを適切に利用できるよう、地域包括支援センター及び高齢者総合相談センターなどを通じて、利用者へわかりやすく情報提供を行うとともに、介護サービスの質的な向上を図り、介護サービスの提供体制の充実に努めます。

(1) 情報提供・相談体制の充実

- 介護保険制度や各種サービスに関する情報提供については、市の窓口や地域包括支援センター等の相談窓口やケアマネジャー等を通じて各種情報を提供します。

(実施事業)

事業・サービス	内容/方向性
情報提供・相談体制	・サービスを必要とする高齢者が適切にサービスを選択し、利用することができるよう、わかりやすく、きめ細かな情報提供に努めます。

(2) 介護給付等の適正化の推進

- 介護保険の円滑で安定的な運営を図るため、ケアプランのチェックや介護給付費通知の実施等を活用して、サービス利用者に対して不要なサービスが提供されていないかの検証を行います。
- また、国保連合会の介護給付適正化システムを活用し、不適正・不正な介護サービスの把握等、介護給付費の適正化事業を推進します。

(実施事業)

事業・サービス	内容/方向性
介護給付等費用適正化事業	・請求内容等について不明・不整合・違反等判明した場合、事業者照会をし、不適切と判断された時点で返還処理を行います。
介護認定審査会体制の充実	・介護認定審査会委員の研修等を図ります。 ・主治医意見書の円滑な入手と的確な状態把握が行えるよう、医師会と連携を深めます。
認定調査体制の充実	・支援や介護を必要とする人が、その状態を的確に調査員に伝えられるように、同席者の積極的な関与を求めるなどして、認定調査を行います。

(3) 介護保険サービス等の苦情処理体制の充実

- 介護保険を利用するための支援や情報提供等、様々な疑問や要介護認定に対する不満・制度運営上の苦情等については、県や県国民健康保険団体連合会、市の窓口、社会福祉協議会、地域包括支援センター、サービス提供事業者等で受け付け、その都度対応しています。
- 関係機関の連携のもと、苦情処理・相談を円滑かつ総合的に受け付ける体制の整備を図るとともに、相談窓口を周知し、適切な対応及び解決に努めます。

(実施事業)

事業・サービス	内容/方向性
地域包括支援センターでの相談対応	・地域包括支援センターの総合相談の一環として、介護保険や高齢者保健・福祉についての苦情を受け付け対応します。
社会福祉協議会の福祉サービス等苦情相談窓口の周知	・安心して適切なサービスが利用できるように、社会福祉協議会の福祉サービス等苦情相談窓口の周知を図ります。
関係機関との連携	・市での対応が難しい苦情や問題、市域を超えた広域的な苦情等については、県国民健康保険団体連合会と連携し、適切な問題解決を図っていきます。 ・悪質な事業者に対しては、県と連携を図りながら厳正に対処します。

(4) 指導・助言及び支援・評価体制の充実

- 事業者間の情報交換や研修会等の開催を行うほか、地域包括支援センターでの介護支援専門員相談や、処遇困難事例への対応・支援を行います。
- 地域密着型サービスについては、引き続き指導・監督を行うとともに、必要な整備に努めます。

(実施事業)

① 指導・助言及び支援体制

事業・サービス	内容/方向性
介護支援専門員(ケアマネジャー)の資質の向上	・「潮来市介護支援専門員研究会」と連携して、専門知識やケアマネジメント能力向上のための研修会を開催します。 ・介護支援専門員の資質の向上を図るため、資格更新時における研修の受講促進を図ります。
介護支援専門員に対する相談・支援	・地域包括支援センターにおいて、介護支援専門員に対する相談や処遇困難事例の対応・支援を行います。

事業・サービス	内容/方向性
事業者に対する指導・助言	・相談や苦情について、迅速に事業者に連絡するとともに、改善に向けた指導・助言を行います。 ・介護保険制度改正に伴う介護保険事業者向け研修について、事業者連絡会と連携して実施します。
介護サービス提供中の事故への適切な対応の促進	・介護サービスの提供中の事故等については、直ちに事業者から市に対して事故報告書を提出するとともに、家族等への連絡や再発防止策について適切に対応できるよう指導します。
立入り調査権の効果的な行使	・事業者に対して個別指導や集団指導などの実施指導を行うとともに、調査状況の公表や介護給付費通知の実施など、事業者指導の強化を図ります。

② 評価体制の構築

事業・サービス	内容/方向性
事業者間の情報交換や研修等開催	・事業者間の情報交換や研修会等を開催します。 ・介護給付等の適正化に向けて、ケアプランの内容等について研修等を行い、よりよいプランが提供できるよう支援します。
サービス評価システムの導入促進	・事業者の介護サービスに関する自己評価や第三者評価の導入の促進を図ります。 ・地域密着型サービスに関する指定や運営基準等の作成と、その遵守に努めます。
サービス提供事業者情報の公表	・茨城県や関係機関等との連携強化を図り、サービス提供事業者情報を公表します。 ・サービスの質の確保・向上を図り、利用者や家族にとって事業所選択に資する重要な指標として、第三者評価、事業者自己評価、利用者評価の実施結果などの公表を促進します。

2-3 生活支援サービスの充実

ひとり暮らし高齢者や介護・支援を必要とする高齢者などが、できる限り住み慣れた地域で安心して自立した暮らしを送れるよう、介護保険事業以外にも日常生活の支援に努めます。また、家族介護者についても安心して在宅介護を継続できるよう支援の充実を図ります。

(1) 在宅生活支援サービスの充実

- 要支援・要介護認定者に対しては、介護保険制度の中でサービス提供がなされていますが、要介護認定者でないものの日常生活で支援を必要とする方等に対して、在宅生活支援サービスを実施していきます。
- 生活支援体制の整備に努めるとともに地域の関係機関による協議体の設置に努め、効率的に生活支援サービスが提供できる体制づくりを進めます。
- 生活支援サービスについては、今後も地域の高齢者のニーズを把握しながら、支援を必要とする高齢者にサービスが確実にいきわたるよう調整します。

(実施事業)

事業・サービス	内容/方向性
生活支援体制の整備、協議体の設置等	・生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）により、生活支援体制の整備を図ります。 ・地域の実情にあった取り組みを推進するため、地域の関係機関による協議体の設置に努めます。
就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の配置検討	・元気な高齢者に方に積極的に地域で活躍いただけるよう、高齢者の特性や希望に合った活動のコーディネートを通じて社会参加等を促進していきます。
緊急通報システム事業	・肢体不自由、疾病等により歩行が困難である方や障がいのある方で一般の公共交通機関を利用することが困難である高齢者を対象に、緊急時に簡単な操作で消防署に通報できる緊急通報端末を設置しています。 ・今後は、近隣やボランティアによる地域で高齢者を支えていく体制の充実を目指します。
ふれあい給食サービス事業（社会福祉協議会）	・安否確認の一環として、給食ボランティアグループ、民生委員児童委員、区役員の協力を得ながら実施します。 ・サービス希望を確認して、今後の事業展開を検討します。又、関係者等との意見交換を行い、より良いサービスの提供に努めていきます。
シルバービューティーサービス（社会福祉協議会）	・寝たきりなど自由に美容室に行くことができないおおむね65歳以上の在宅の方を対象に、美容組合の協力を得ながら実施していきます。

事業・サービス	内容/方向性
軽度生活援助事業	日常生活上の援助などホームヘルプサービスが必要な方に、社会福祉協議会のホームヘルパーを派遣して家事等の援助を行うことにより、自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行を防止します。
生きがい活動支援通所事業	おおむね 60 歳以上の方で、家に閉じこもりがちな方や日常生活を営むのに支障がある方に対し、デイサービスセンターにてサービスを提供することにより、生きがいを高め、社会的孤立感の解消、要介護状態等への進行を予防します。
在宅高齢者等短期宿泊事業	基本的な生活習慣が欠如し、対人関係が成立しないなど、いわゆる社会適応が困難な高齢者を対象に、養護老人ホームへ一時的に宿泊させ、生活習慣等の指導を行うとともに体調調整を行う短期宿泊事業を継続して行います。
安否確認ふれあい事業	ひとり暮らしの高齢者に乳製品を配達し、健康維持と安否確認を行っています。民生委員児童委員等と連携して、声かけ運動を徹底し、安否確認と孤独感の解消に努めます。
福祉用具貸与事業 (社会福祉協議会)	介護保険対象外で福祉用具が必要な方及び緊急時の対応として実施します。
ふれあい・いきいきサロン (社会福祉協議会)	- 市内の小地域ごとに高齢者や障がい者、ボランティアなどが集い「誰でもどこでも気軽に参加」「楽しく、お金をかけずに無理なく」を目標に、社会参加や健康づくりを進めることを目的にサロンを推進します。 - 住民の自主的な活動として活発になるよう、取り組みのPRと支援に努めます。
外出支援サービス助成、高齢者 交通対策事業等	- 福祉タクシー借上料の助成など、医療機関等への移動支援を行います。 - 運転免許証返納後の高齢者等の外出を支援するとともに、広域バスの運行など公共交通システムの構築を推進します。
外出支援サービス事業	公共交通機関が利用できない方へ、車輦及びストレッチャー装着ワゴン車等で送迎を行います。(月 2 回まで)

(2) 家族介護支援サービスの充実

- 高齢者を介護している家族等の精神的、経済的負担の軽減を図るため、在宅介護者を対象とした研修や交流会、紙おむつ等の支給を実施しています。
- 高齢者を介護している家族や近隣の援助者等に対し、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識・技術の向上を図ります。
- そのほか、家族介護者同士の交流や情報交換の場となるよう事業を継続します。

(実施事業)

事業・サービス	内容/方向性
家族介護用品支給事業 (市町村特別給付)	・在宅で寝たきりの高齢者等（要介護1以上）を介護する家族の精神的・経済的負担の軽減を目的として、紙おむつ・尿取りパット等の介護用品を支給するサービスです。 ・介護保険事業の市町村特別給付事業として実施します。
家族介護者教室	・高齢者を介護する家族や近隣の援助者を対象として、介護方法や介護予防、介護者自身の健康づくりについての知識や技術を習得する教室を、引き続き地域支援事業の任意事業として開催します。 ・介護予防の知識も学ぶことができるように「運動機能向上」「栄養改善」「口腔ケア」「閉じこもり予防」などを取り上げて引き続き、企画・開催していきます。
サービス利用の促進	・家族介護者の心身の負担軽減を図るとともに、保健・福祉サービスの情報提供を行い、サービス利用の促進を図ります。

基本目標 3 尊厳のある暮らしの形成

3-1 認知症高齢者支援対策の充実

認知症施策推進大綱を踏まえ、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を目指していく必要があります。市では、認知症の初期の支援を包括的・集中的に行えるよう、認知症サポート医と連携した認知症初期集中支援チームの設置を進めてきました。今後は、認知症の方やその家族の相談業務等を行う認知症地域支援推進員の活動を推進します。

また、認知症の早期対応につながるよう、医療・介護・地域包括支援センターの連携を強化して認知症高齢者に対する正しい知識や理解を深めるとともに、認知症の疑いがある高齢者を抱える家族を対象とした相談等の充実に取り組みます。

さらに、判断能力の不十分な方々が日常生活における不利益を受けないよう権利擁護事業の普及、推進に努めます。

(1) 認知症施策の推進

- 認知症に関する情報提供を図り、認知症の予防や早期発見・早期対応とともに、認知症高齢者への正しい理解を深めます。
- 認知症サポート医による指導の下に認知症の早期診断、早期対応が可能となる支援体制の整備に努めます。また、認知症サポーターを育成し、引き続き地域住民への認知症に対する理解の向上に努めます。
- 認知症高齢者の介護者支援については、とりわけ身体的、心理的な負担が大きいことから、認知症カフェの開催や認知症安心ガイド（認知症ケアパス）を活用して、介護知識の普及等に努め、家族の負担の軽減を図ります。

(実施事業)

事業・サービス	内容/方向性
認知症あんしんガイド(認知症ケアパス)の普及	・社会資源を体系的に整理し資料化するとともに、それぞれの認知症の状況に応じた支援が行えるよう、支援内容や地域の標準的な情報を提供できる体制を整備し普及します。
認知症初期集中支援チームの活動の推進	・認知症の初期の支援を包括的・集中的に行えるよう、認知症の専門医と連携した認知症初期集中支援チームの活動を推進します。
認知症地域支援推進員の活動の推進	・認知症の方やその家族と地域の支援機関をつないだり、相談業務等を行う認知症地域支援推進員の活動を推進します。 ・認知症に関する相談窓口の充実を図るとともに、かかりつけ医との連携体制の確立に努めます。

事業・サービス	内容/方向性
認知症サポーター養成講座	自治会（区）や職場、小・中学校の児童・生徒を対象とした認知症サポーター養成講座を開催します。
「いたこハートカフェ（認知症カフェ）」の開催	- 介護家族の負担軽減を図るための認知症カフェを介護事業所と連携して開催します。 - 介護方法や介護予防、介護者自身の健康づくりについての知識や技術を習得する機会を確保するとともに、「リフレッシュの場」として家族の精神的負担の軽減を図ります。
認知症疾患医療センターの周知	認知症あんしんガイド（認知症ケアパス）などを活用して、近隣の認知症疾患医療センター（鹿島病院、宮本病院等）を周知し、認知症に関する診断や治療、家族の相談等につなげます。
徘徊高齢者家族支援サービス	徘徊のおそれのある高齢者を介護している家族に対し、位置情報端末機（GPS）を貸与します。
高齢者等SOSネットワーク事業	認知症高齢者の方などが、外出して家に戻れなくなった場合や行方不明になった場合に、地域の協力機関等と連携して、速やかな発見・保護につなげます。

（２）認知症予防の推進

- 地域包括支援センターや市内の保健福祉部局など関係機関、関係団体の連携を密にし、認知症の疑いがある高齢者の早期発見に努め、認知症予防プログラムにつなげます。

（実施事業）

事業・サービス	内容/方向性
認知症予防プログラム 「あたまの体操 楽習塾」	認知症の予防を図るため、介護予防普及啓発事業で実施している各教室のなかに認知症予防を目的とするプログラムを加え、認知症予防を図ります。
状態改善プログラムの導入	認知機能の低下が見られる方を対象に、状態の改善を目的とするプログラムを加え、認知症予防を図ります。

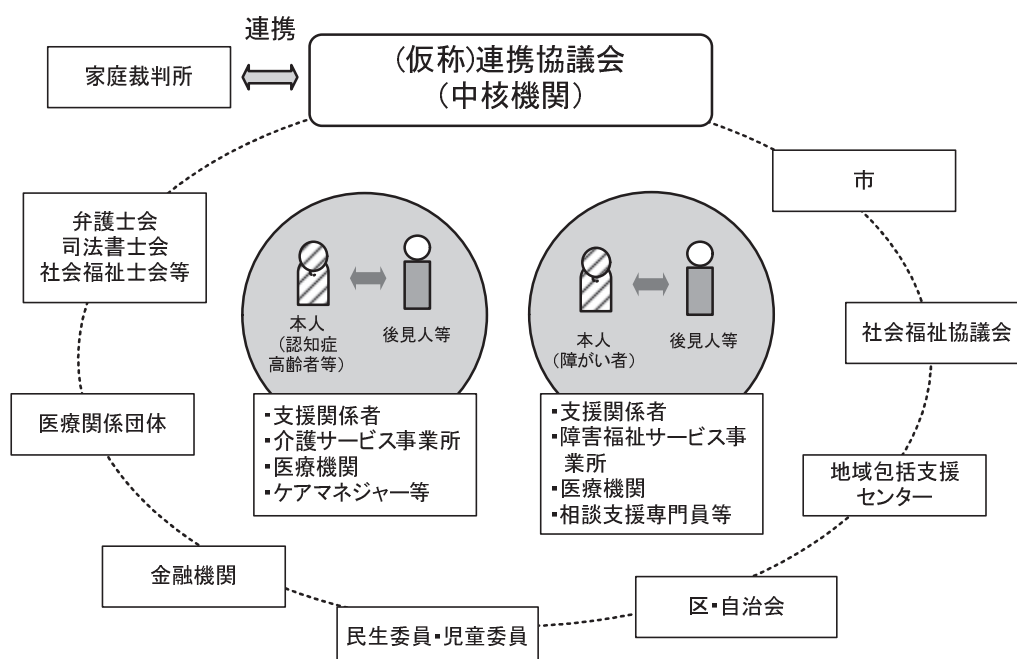
(3) 権利擁護の促進

- 日常生活において不安や困難を抱えた高齢者に対して、高齢者の権利擁護の観点から相談を受けるとともに、制度の案内や利用援助を行っていきます。
- 成年後見制度の周知度が低いため、広く市民への周知を図るとともに、相談体制を充実させて利用を促進していきます。

(実施事業)

事業・サービス	内容/方向性
権利擁護の普及啓発	・日常生活自立支援事業や成年後見制度についての普及啓発とともに利用の促進を図ります。 ・将来、認知症になる不安等の解消として、事前に申立てをする任意後見制度についても周知を図ります。
権利擁護支援の地域連携ネットワーク体制の整備	・判断能力が不十分で成年後見制度が必要な方を適切な制度利用へつなげられるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワーク体制の整備に努めます。
日常生活自立支援事業	・判断能力の不十分な方々（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等）を対象に、福祉サービス利用手続きに関する相談・援助、日常的な金銭管理等を行います。
成年後見制度	・判断能力の不十分な方々（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等）が日常生活における不利益を受けないよう、本人の権利を守ります。
市民後見人等による権利擁護の検討	・介護サービス利用契約の支援などを中心に、成年後見の担い手として、市民後見人を育成し、その活用を図ることなどによって権利擁護の検討を進めます。

(参考) 地域連携ネットワークのイメージ



3-2 高齢者虐待防止対策の推進

高齢者やその家族、サービス提供事業者等の高齢者虐待に対する問題意識を高めるとともに、関係機関と密接に連携した支援体制を構築することで高齢者虐待防止対策を推進します。

(1) 早期発見・早期対応できる体制の整備

- 地域包括支援センターを中心に、高齢者等の虐待や虐待の兆候を早期に発見し早期に適切な対応を図るため、関係機関や地域の民生委員活動などと密接な連携体制を確立します。

(実施事業)

事業・サービス	内容/方向性
高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会	・高齢者の虐待の防止を進めるため、警察、医療機関、介護サービス提供事業者、民生委員児童委員などの関係機関との連携による高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会において虐待予防をはじめ早期対応、支援などを行います。
虐待対応ケアチームの活用	・困難事例への介入の可否の判断や、緊急対応等虐待対応支援会議を開催するとともに、地域包括支援センターを拠点とした虐待対応ケアチームの活用を図ります。

(2) 高齢者虐待防止に関する普及啓発の推進

- 高齢者虐待の実態や防止に関する普及啓発活動について、広報紙への掲載や、介護保険サービス事業所等への周知を図ります。
- 高齢者虐待は高齢者の尊厳に関わる重大な問題であるとの認識のもと、「高齢者虐待防止法」に定められた事項等について周知し、高齢者虐待の早期発見・早期対応をするための体制の充実強化に努めます。

(実施事業)

事業・サービス	内容/方向性
高齢者虐待防止に関する意識啓発	・虐待防止の普及啓発を行い、早期発見・早期対応についての意識を高めます。 ・高齢者虐待を発見した場合の通報先や対応について、市民に周知します。
介護保険施設等に対する指導の強化	・茨城県と連携して、介護保険施設や認知症高齢者グループホーム等に対する相談・指導を行います。

基本目標 4 地域で支え合う福祉のまちづくり

4-1 地域包括ケア体制の充実

地域の特性やニーズに柔軟に対応できる地域包括支援センターとして、総合相談支援、権利擁護事業、介護予防マネジメント、包括的継続的ケアマネジメントに取り組むとともに、地域ケア会議を設置しています。

また、地域包括支援センターの一層の機能強化を図り、地域包括支援センターの運営におけるサービスの質の向上を図ります。

(1) 地域包括支援センター等の運営

- 地域包括支援センターを1か所設置しているほか、高齢者がより身近な場所で相談が受けられるよう、地域の窓口として24時間体制での相談を受ける高齢者総合相談センターあやめ・福楽園の2か所を設置しています。介護に関する相談や高齢者の虐待に関する相談等、様々な相談を受け付けるとともに、民生委員児童委員と協力して、生活の見守りや訪問活動を実施しています。
- 総合相談支援では、対象者の必要な支援等を幅広く把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービスの機関、制度の利用につなげる支援を行います。

(実施事業)

事業・サービス	内容/方向性
地域包括支援センター及び高齢者総合相談センターによる総合相談支援事業	・高齢者支援の中核的機関として、総合的な相談窓口機能の充実を図ります。また、介護サービスをはじめ保健・福祉サービス、権利擁護、介護予防、多様な福祉活動等の情報提供を行います。 ・地域包括支援センターならびに高齢者総合相談センター、市窓口、社会福祉協議会、民生委員児童委員等が連携して、きめ細かな相談支援活動を推進します。
地域包括支援センター運営協議会の開催	・地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保、その他センターの円滑かつ適正な運営を図るため、地域包括支援センター運営協議会を開催し、運営等に関する事項について審議、承認を行います。
介護予防ケアマネジメント体制の充実	・地域包括支援センターの体制の充実を図りながら、適正な介護予防ケアマネジメントを行います。
包括的・継続的ケアマネジメント支援の推進	・保健・医療・福祉の連携や地域の人々の支援について、継続性のあるマネジメント体制を確立し、高齢者の総合的な相談や権利擁護に関する相談・助言等を実施します。 ・定期的、計画的に介護支援専門員研究会を開催します。

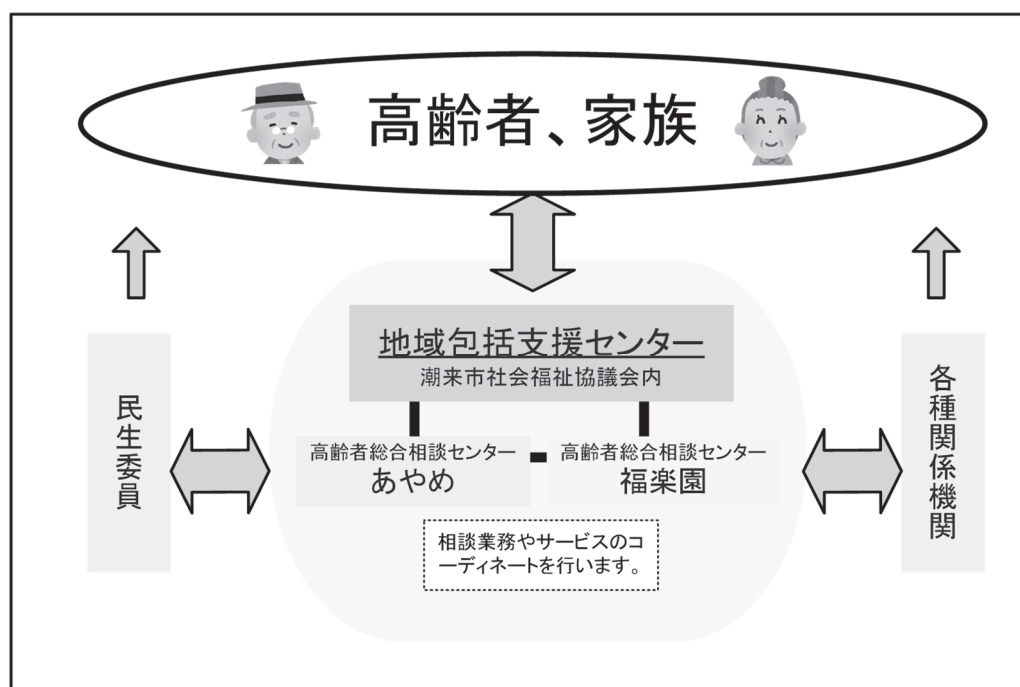
(2) 地域包括ケアの推進

- 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、関係機関と連携し、継続的な地域包括ケア体制の確立を図ります。

(実施事業)

事業・サービス	内容/方向性
地域のネットワークの構築	・高齢者の実態把握を行い、支援を必要とする高齢者の総合相談へとつなげられるよう、地域包括支援センターを核に高齢者総合相談センターなど地域の様々な関係機関のネットワークを構築していきます。 ・権利擁護を図るとともに、高齢者の虐待防止や、早期発見・早期対応に努めるなど、高齢者が安心して尊厳のある生活を送れるよう支援します。
保健・医療・福祉の連携強化	・地域包括ケアシステムを構築し、一人ひとりのニーズに対応した地域生活を支援する仕組みづくりを進めます。 ・保健・医療・福祉に関わる関係機関とともに困難事例や地域の社会資源開発等の情報共有を図ることで、切れ目のないサービスの提供に向けた実施体制の連携強化に取り組みます。

■地域包括支援センター及び高齢者総合相談センター



4-2 地域福祉のまちづくり

「潮来市地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、地域での支え合いによって、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

地域に信頼のある人をたくさん増やして、いち早く問題の発見につなげていく。困りごとは必ず解決できるよう、多職種との連携を強化した相談対応体制をつくっていく。サービス基盤を充実し、複合・複雑化した支援ニーズに対応し隙間のない福祉の輪を構築していきます。そして、地域全体で温かく高齢者を見守っていく、といった一連の福祉課題に対して、市民一人ひとりが積極的に活動していけるよう取り組みます。

また、関係部署と連携を強化して、福祉を最優先に公共施設・交通機関のバリアフリー、住環境への相談支援など推進するとともに、緊急の場合に備えた防災・防犯対策の強化にも努めます。

（１）地域福祉活動の推進

- 支援の手が行き届かず困っている人を見つけ、見逃さないよう、高齢者をはじめ、地域で困りごとを抱える住民を顕在化させて支援につなげていきます。
- 見守り、声かけといった地域での支え合いは、地域に暮らす高齢者の困りごとを発見する重要な手段であることから、地域福祉の推進を図っていきます。
- 社会福祉協議会やボランティア団体等による、身近な生活支援をはじめとした支援の充実に向けて、地域福祉のまちづくりを推進します。

（実施事業）

事業・サービス	内容/方向性
地域ケアシステム推進事業	・地域の保健・福祉・医療の専門家やボランティア団体、地域市民が連携して、支援を必要とする人の日常的な見守り活動や安否確認、サービス提供における利用調整等を行います。
社会福祉協議会活動の強化	・地域福祉を推進する組織として、社会福祉協議会の体制強化を図り、各団体や市民とともに活動の充実を図ります。
地域住民等による見守り活動の促進	・高齢者クラブや民生委員児童委員、地域コミュニティ活動など、地域住民や地域団体等による声かけや見守り、電話訪問など多様な活動を促進します。

(2) 災害時や緊急時の支援体制の確立

- 風水害や地震といった自然災害をはじめとする様々な災害時において、迅速に避難できる体制や福祉避難所の設置等、避難行動要支援者に対する支援体制を築きます。
- 介護保険サービス提供事業者と連携して、感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備など感染症対策を進めます。
- 訪問販売、振り込め詐欺など、特に、高齢者が巻き込まれやすい犯罪防止や、交通事故防止に取り組みます。

(実施事業)

事業・サービス	内容/方向性
避難行動要支援者対策	・地域防災計画を踏まえ、災害時等に支援が必要な高齢者の状況の把握に努め、関係機関及び市民との連携・協力を得ながら、迅速に避難できる体制の確立を図ります。 ・介護のノウハウを持つ社会福祉施設や介護サービス事業者などと福祉避難所に関する協定のほか、公設の福祉避難所の選定に取り組みます。
緊急時の通報・救護体制の確保	・警察や消防などの関係機関や地域の協力事業所との連携による緊急時の通報・救護体制を確保します。
交通安全対策	・交通安全教室等により、交通安全対策の実践及び意識の啓発を図ります。
消費生活相談	・近年、悪質な商法による様々な被害が発生していることから、高齢者を守るため、広報等を通じて情報の提供や注意を呼びかけるほか、消費生活相談を行い、暮らしの安心・安全の確保に努めます。
防災・感染症対策の促進	・介護保険サービス提供事業者における防災対策及び感染症対策が適切に行われるよう情報提供を行うとともに、関係機関と連携して研修や訓練の実施を支援します。

(3) 高齢者の住まいの確保

- 自立生活が可能な住まいの確保を図り、高齢者が自ら望む暮らし方を実現できるよう、高齢者向け住宅や必要な施設福祉サービスの確保に努めます。
- 住宅改修のアドバイスなどの支援や、自宅のバリアフリー化への支援として、住宅改修支援等の利用を積極的に進めます。
- 養護老人ホームは、近隣の自治体と検討・調整を図りながら必要な整備を図り、住まいの確保に努めます。また、国の第8期介護保険事業計画の基本指針に基づき、高齢者の住まいの確保に関して介護保険事業等との連携を深めていく必要があります。

(実施事業)

事業・サービス	内容/方向性
住宅改修(介護保険)	・介護保険サービスとして、手すりの取付けや段差解消などの住宅改修をした際、20万円を上限に要した費用の9割を支給します。
福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供	・福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供や、住宅改修費に関する助言を行うとともに、住宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成した場合の経費を助成します。 ・福祉用具や住宅改修に関する知識や理解を深め、適切に活用できる方法を学ぶ機会を推進します。
養護老人ホーム	・市内には鹿行潮来荘があります。65歳以上の人で、身体・精神または環境上の理由及び経済的な理由により、在宅生活が困難な人が入所できるよう支援します。
有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅	・市内の有料老人ホーム（特定入居者生活介護の指定を受けていないもの）及びサービス付き高齢者向け住宅について、介護保険事業と連携して高齢者の住まいの確保に努めます。

■市内の施設設置状況（令和2年度現在）

養護老人ホーム	
施設数	定員数
1	50

有料老人ホーム		サービス付き高齢者住宅	
施設数	定員数	施設数	定員数
0	0	1	42

(4) 福祉のまちづくりの推進

- 高齢者等が利用しやすいような福祉的配慮のある整備を行うことが、すべての市民にとってもやさしいまちづくりであるという考え方にに基づき、道路、公共施設、公共性の高い建築物等の整備など、誰もが暮らしやすい福祉のまちづくりを推進します。
- 高齢者等が外出しやすい環境を構築していくために、関係機関との連携を図りながら、高齢者や障がい者等の交通弱者の移動手段の確保を図ります。

(実施事業)

事業・サービス	内容/方向性
公共施設・道路等のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化	・ 公共施設等のバリアフリー化及びユニバーサルデザイン化を推進します。
広域バスなど移動手段の確保	・ 高齢者等の外出を支援するため、広域バスの運行並びに利用拡大を図ります。 ・ 福祉有償運送運営協議会と連携して、高齢者の移動手段の確保を図ります。

(裏白)

第5章 介護保険事業の運営

(第5章 裏)

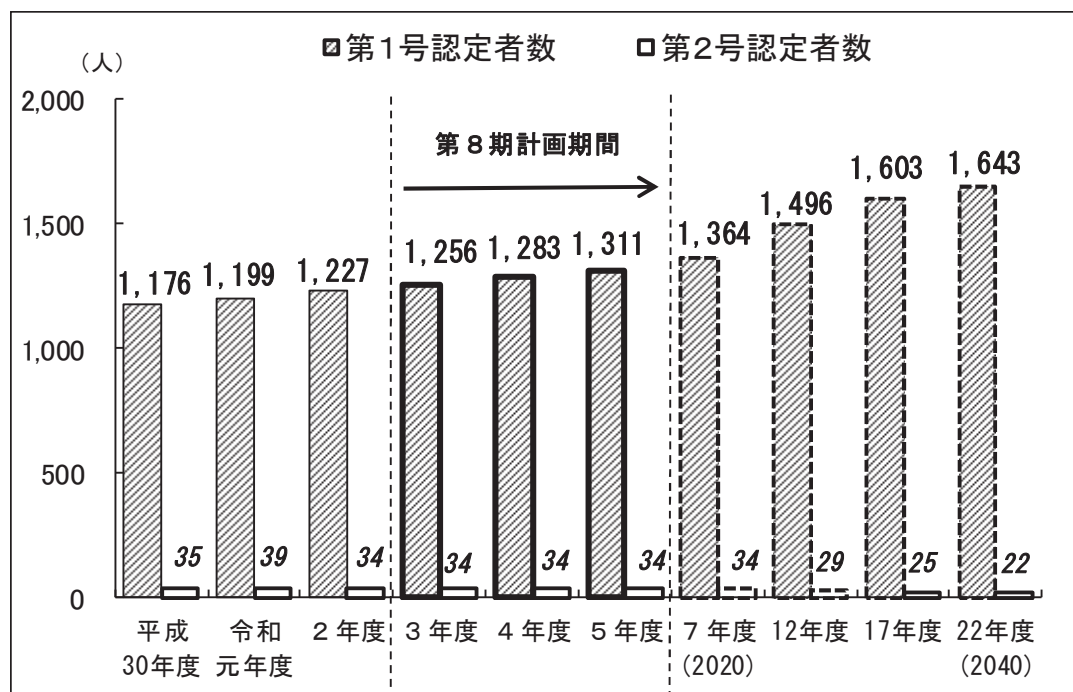
第 1 節 介護保険サービスの見込み

(1) 要介護（支援）認定者数の推計

国の地域包括ケア「見える化」システムで要介護（要支援）認定者数の実績等を踏まえて推計したところ、第 8 期計画期間における第 1 号認定者数は、令和 3 年度に 1,256 人、令和 4 年度に 1,283 人、令和 5 年度に 1,311 人を見込みます。その後、令和 7 年度以降、第 1 号認定者数は大きく増加することが見込まれます。

なお、第 2 号認定者数は、第 8 期計画期間は各年度 34 人ずつを見込みます。

■要介護（支援）認定者数の推計



■要介護（支援）認定者数（第１号・第２号の合計）の推計

（単位：人）

区 分	第 8 期計画期間		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
第 1 号・第 2 号の合計	1,290	1,317	1,345
要支援 1	162	164	169
要支援 2	144	149	152
要介護 1	324	328	334
要介護 2	198	201	207
要介護 3	174	177	182
要介護 4	187	192	193
要介護 5	101	106	108
うち第 1 号被保険者数	1,256	1,283	1,311
要支援 1	160	162	167
要支援 2	141	146	149
要介護 1	316	320	326
要介護 2	191	194	200
要介護 3	168	171	176
要介護 4	183	188	189
要介護 5	97	102	104

（２）施設・居住系サービス利用の推計

施設・居住系サービス利用者数は、今後の施設整備の状況等を勘案して、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、施設サービスの３施設を合わせて、令和３年度に３６０人、令和４年度に３６９人、令和５年度には３８２人を見込みます。

■施設・居住系サービスの利用見込み

（単位：人）

区 分	第８期計画期間		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度
（１）居宅（介護予防）サービス			
特定施設入居者生活介護	17	19	21
（２）地域密着型（介護予防）サービス			
認知症対応型共同生活介護	61	64	68
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
（３）施設サービス			
介護老人福祉施設	182	185	189
介護老人保健施設	100	101	104
介護医療院	0	0	0
介護療養型医療施設	0	0	0
合計	360	369	382

■施設サービス利用者（要介護４・５）数

区 分	第８期計画期間		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度
施設サービス 総数	282	286	293
うち要介護４・５（人）	185	188	191
うち要介護４・５の割合（％）	65.6	65.7	65.2

(参考) 施設・居住系サービスの利用見込み

(単位：人)

	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
(1) 居宅（介護予防）サービス				
特定施設入居者生活介護	23	26	30	32
(2) 地域密着型（介護予防）サービス				
認知症対応型共同生活介護	75	82	89	90
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0
(3) 施設サービス				
介護老人福祉施設	198	213	229	242
介護老人保健施設	113	121	129	133
介護医療院	0	0	0	0
介護療養型医療施設	0	0	0	0
合計	409	442	477	497

(参考) 施設サービス利用者（要介護4・5）数

区 分	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
施設サービス 総数	311	334	358	375
うち要介護4・5（人）	204	221	241	257
うち要介護4・5の割合（％）	65.6	66.2	67.3	68.5

地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービスについては、適切なサービス提供が行われるよう、市内サービス提供事業者との連携を図ります。

また、認知症対応型共同生活介護については、令和２年度時点において定員数を利用者数が上回っているため、必要利用定員総数を増やして事業所の参入を促します。

■認知症対応型共同生活介護

市内の施設設置状況（令和２年度現在）			年 度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
施設数	ユニット数	定員数	必要利用 定員総数（人）	63	63	63
3	5	45				

■地域密着型特定施設入居者生活介護

市内の施設設置状況（令和２年度現在）		年 度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
施設数	定員数	必要利用 定員総数（人）	0	0	0
0	0				

■地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

市内の施設設置状況（令和２年度現在）		年 度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
施設数	定員数	必要利用 定員総数（人）	0	0	0
0	0				

第2節 第8期計画における給付費の見込み額

1 介護給付及び介護予防給付費の見込み

(1) 介護予防給付（要支援1・2）の見込み量

■標準的介護予防サービス等サービス量・給付費（年間）の推計

区 分		第8期計画期間		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	198	198	198
	回数(回)	2.0	2.0	2.0
	人数(人)	1	1	1
介護予防訪問看護	給付費(千円)	4,729	5,144	5,144
	回数(回)	81.5	88.6	88.6
	人数(人)	13	14	14
介護予防訪問 リハビリテーション	給付費(千円)	136	136	136
	回数(回)	4.0	4.0	4.0
	人数(人)	1	1	1
介護予防 居宅療養管理指導	給付費(千円)	75	75	75
	人数(人)	3	3	3
介護予防通所 リハビリテーション	給付費(千円)	6,782	7,278	7,544
	人数(人)	17	18	19
介護予防 短期入所生活介護	給付費(千円)	2,319	2,320	2,320
	日数(日)	30.0	30.0	30.0
	人数(人)	3	3	3
介護予防短期入所療養 介護(老健)	給付費(千円)	0	0	0
	日数(日)	0	0	0
	人数(人)	0.0	0.0	0.0
介護予防短期入所療養 介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0
	日数(日)	0	0	0
	人数(人)	0.0	0.0	0.0
介護予防短期入所療養 介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0
	日数(日)	0	0	0
	人数(人)	0.0	0.0	0.0
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	5,530	5,608	5,753
	人数(人)	75	76	78

(続き)

区 分			第 8 期計画期間		
			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
特定介護予防福祉用具 購入費	給付費 (千円)		0	178	356
	人 数 (人)		0	1	2
	給付費 (千円)		0	1,256	2,512
	人 数 (人)		0	1	2
	給付費 (千円)		1,892	1,892	1,892
	人 数 (人)		2	2	2
(2) 地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型 通所介護	給付費 (千円)		196	196	196
	回 数 (回)		4.0	4.0	4.0
	人 数 (人)		2	2	2
介護予防小規模多機能 型居宅介護	給付費 (千円)		0	0	0
	人 数 (人)		0	0	0
介護予防認知症対応型 共同生活介護	給付費 (千円)		0	0	0
	人 数 (人)		0	0	0
(3) 介護予防支援	給付費 (千円)		5,584	5,695	5,860
	人 数 (人)		102	104	107
介護予防サービスの総給付費 (計)			27,452	29,988	31,998

(2) 介護給付（要介護 1 から 5）の見込み量

■標準的居宅サービス等、施設サービス量・給付費（年間）の推計

区 分			第 8 期計画期間		
			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
(1) 居宅サービス					
訪問介護	給付費 (千円)		97,695	102,254	103,210
	回 数 (回)		2,859.3	2,982.4	3,011.6
	人 数 (人)		149	154	156
訪問入浴介護	給付費 (千円)		21,157	23,667	24,189
	回 数 (回)		151.0	169.2	172.8
	人 数 (人)		33	36	37
訪問看護	給付費 (千円)		32,439	35,425	36,689
	回 数 (回)		441.9	478.5	495.5
	人 数 (人)		62	67	69
訪問リハビリテー ション	給付費 (千円)		12,444	13,563	14,005
	回 数 (回)		351.7	382.7	394.7
	人 数 (人)		32	35	36

(続き)

区 分			第 8 期計画期間		
			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
居宅療養管理指導	給付費 (千円)		7,137	7,369	7,525
	人 数 (人)		77	80	82
通所介護	給付費 (千円)		274,877	283,120	288,759
	回 数 (回)		3,031.7	3,108.4	3,172.3
	人 数 (人)		287	294	300
通所リハビリテーション	給付費 (千円)		86,504	88,627	90,739
	回 数 (回)		847.2	864.8	883.4
	人 数 (人)		95	97	99
短期入所生活介護	給付費 (千円)		67,850	70,260	73,002
	日 数 (日)		746.0	767.4	798.4
	人 数 (人)		48	49	51
短期入所療養介護 (老健)	給付費 (千円)		5,443	5,446	5,446
	日 数 (日)		43.7	43.7	43.7
	人 数 (人)		4	4	4
短期入所療養介護 (病院等)	給付費 (千円)		0	0	0
	日 数 (日)		0.0	0.0	0.0
	人 数 (人)		0	0	0
福祉用具貸与	給付費 (千円)		61,206	63,648	65,750
	人 数 (人)		359	370	382
特定福祉用具購入費	給付費 (千円)		2,101	2,101	2,101
	人 数 (人)		6	6	6
住宅改修費	給付費 (千円)		5,490	7,022	7,022
	人 数 (人)		4	5	5
特定施設入居者 生活介護	給付費 (千円)		29,693	33,376	37,042
	人 数 (人)		15	17	19
(2) 地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	給付費 (千円)		1,404	1,405	1,405
	人 数 (人)		1	1	1
夜間対応型訪問介護	給付費 (千円)		0	0	0
	人 数 (人)		0	0	0
地域密着型通所介護	給付費 (千円)		40,007	41,270	41,872
	回 数 (回)		545.1	560.2	569.5
	人 数 (人)		55	57	58
認知症対応型通所介護	給付費 (千円)		2,184	2,185	2,185
	回 数 (回)		30.3	30.3	30.3
	人 数 (人)		5	5	5

(続き)

区 分			第 8 期計画期間		
			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	小規模多機能型居宅介護	給付費 (千円)	3,616	3,618	3,618
		人 数 (人)	2	2	2
	認知症対応型共同生活介護	給付費 (千円)	173,683	182,382	193,910
		人 数 (人)	61	64	68
	地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費 (千円)	0	0	0
		人 数 (人)	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費 (千円)	0	0	0
		人 数 (人)	0	0	0
	看護小規模多機能型居宅介護	給付費 (千円)	0	0	0
人 数 (人)		0	0	0	
(3) 施設サービス					
	介護老人福祉施設	給付費 (千円)	535,862	545,762	557,851
		人 数 (人)	182	185	189
	介護老人保健施設	給付費 (千円)	324,005	327,504	335,856
		人 数 (人)	100	101	104
	介護医療院	給付費 (千円)	0	0	0
		人 数 (人)	0	0	0
	介護療養型医療施設	給付費 (千円)	0	0	0
		人 数 (人)	0	0	0
(4) 居宅介護支援	給付費 (千円)	92,459	95,681	98,084	
	人 数 (人)	548	565	579	
介護サービスの総給付費 (計)			1,877,256	1,935,685	1,990,260

■総給付費の見込み

(単位: 千円)

区 分		第 8 期計画期間		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
合計 (予防給付+介護給付)		1,904,708	1,965,673	2,022,258
在宅サービス		839,562	874,745	895,695
居住系サービス		205,279	217,662	232,856
施設サービス		859,867	873,266	893,707

(参考) 総給付費の見込み

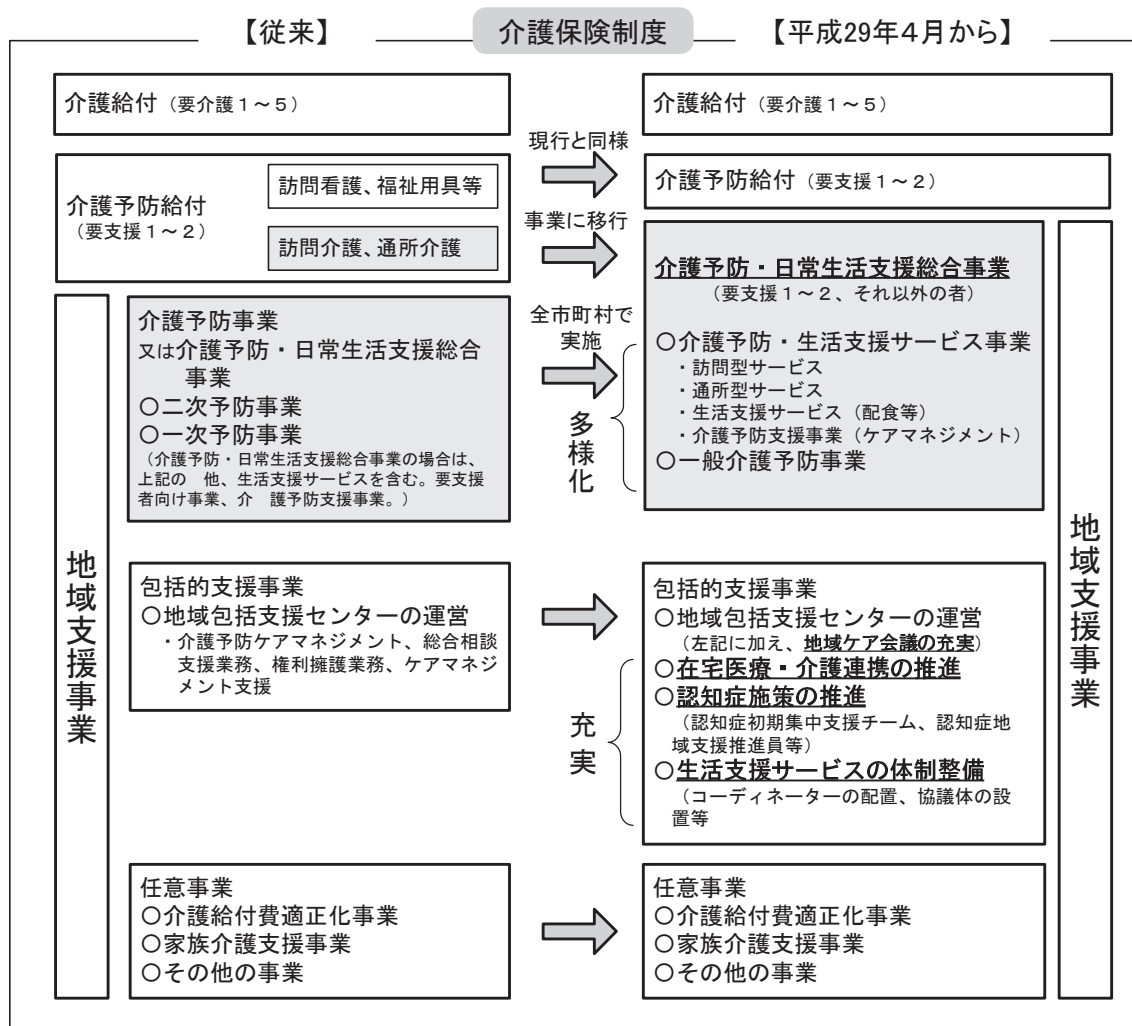
区 分	令和 7 年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
合計 (予防給付+介護給付)	2,134,256	2,312,066	2,497,702	2,673,894
在宅サービス	928,441	1,008,892	1,090,058	1,205,995
居住系サービス	256,654	282,521	310,734	317,344
施設サービス	949,161	1,020,653	1,096,910	1,150,555

注) 端数処理の関係で計が一致しない場合がある。

2 地域支援事業費の見込み

平成29年4月から、全国一律の基準に基づくサービスから要支援者等の高齢者の多様な生活支援のニーズに地域全体で応えていくため、地域の実情に応じて市町村が効果的かつ効率的に実施する「介護予防・日常生活支援総合事業」へ移行しています。

■ 地域支援事業の実施について



資料：厚生労働省資料（一部改変）

介護予防・日常生活支援総合事業について、今後は、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービス提供体制を確保するなど、効果的な支援等を可能とする環境の整備を図っていきます。

また、包括的支援事業の重点事業に位置付けられる地域包括支援センターの運営（地域ケア会議の充実）、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策（認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等）の推進及び生活支援サービスの体制整備（コーディネーターの配置、協議体の設置等）について、適宜体制を整え推進していきます。

なお、地域支援事業費の見込みは、令和3年度は約1億1,472万円、令和4年度は約1億2,207万円、令和5年度は約1億2,941万円を見込みます。

■地域支援事業の見込み額

（単位：千円）

区 分	第8期計画期間		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域支援事業費	114,716	122,074	129,408
介護予防・日常生活支援総合事業費	70,841	76,449	82,058
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業	42,500	44,000	45,500
包括的支援事業（社会保障充実分）	1,375	1,625	1,850

（参考）地域支援事業の見込み額

（単位：千円）

区 分	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
地域支援事業費	138,395	154,159	175,832	197,506
介護予防・日常生活支援総合事業費	87,895	96,359	107,032	117,706
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業	48,500	55,000	65,000	75,000
包括的支援事業（社会保障充実分）	2,000	2,800	3,800	4,800

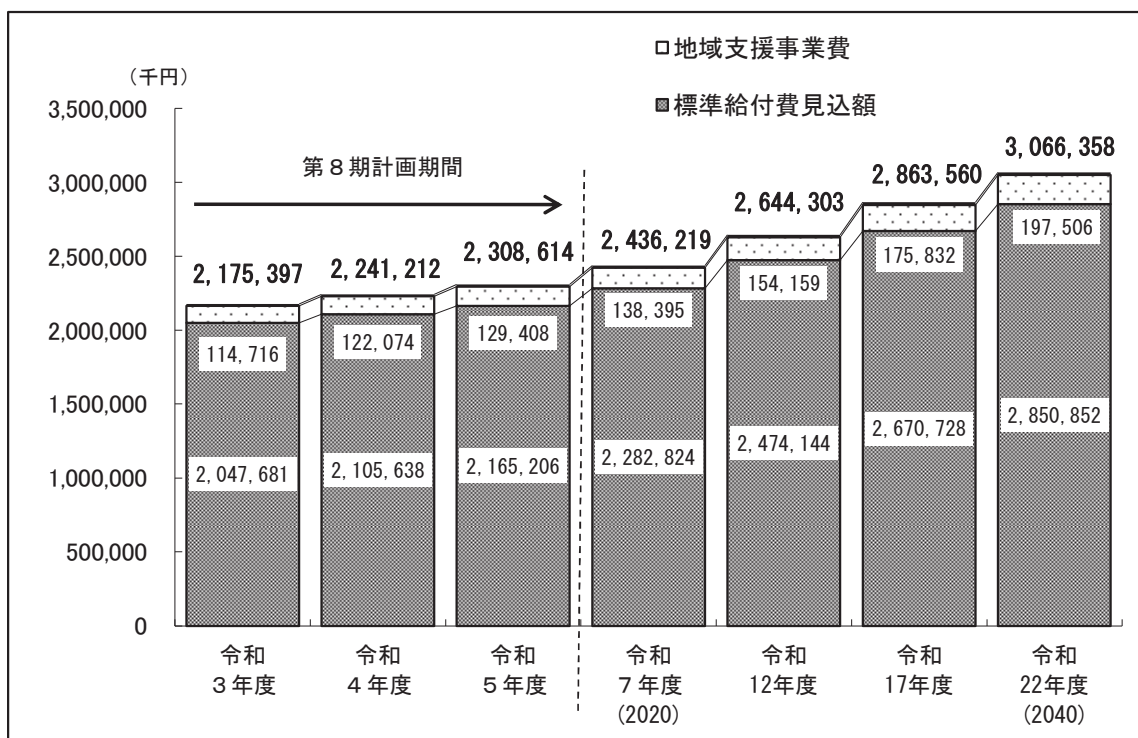
注）社会保障充実分（在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症初期集中支援推進事業、認知症地域支援・ケア向上事業、認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業、地域ケア会議推進事業）。端数処理の関係で計が一致しない場合がある。

3 総給付費等の見込み

第8期計画期間の総給付費等の見込み額（標準給付費見込み額※と地域支援事業費及び市町村特別給付費）は、令和3年度から令和5年度の3年間の合計で約67億2,522万円になります。

また、本市において高齢者数がピークを迎える令和22年度の総給付費等の見込み額は、単年度で約30億6,636万円になることが見込まれます。

■総給付費等の見込み額



※標準給付費見込み額は、総給付費、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象診査支払手数料の合算。

※総給付額には市町村特別給付費（紙おむつ支給事業）を含む。

4 第1号被保険者保険料の推計

第1号被保険者保険料の算定は、総給付費等の見込み額に、調整交付金見込み額、準備基金の取崩額、保険料収納率などを勘案して、最終的に保険料収入に必要な額を算定します。

■総給付費等の見込み額

(単位：千円)

区 分	第8期計画期間			計
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
標準給付費見込額 (A)	2,047,681	2,105,638	2,165,206	6,318,526
総給付費	1,904,708	1,965,673	2,022,258	5,892,639
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	92,235	88,356	90,242	270,834
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	39,180	39,810	40,656	119,647
高額医療合算介護サービス費等給付額	10,066	10,277	10,495	30,840
算定対象審査支払手数料	1,490	1,521	1,554	4,566
地域支援事業費 (B)	114,716	122,074	129,408	366,198
介護予防・日常生活支援総合事業費	70,841	76,449	82,058	229,348
包括的支援事業(地域包括支援センターの 運営)及び任意事業費	42,500	44,000	45,500	132,000
包括的支援事業(社会保障充実分)	1,375	1,625	1,850	4,850
市町村特別給付費 ^(※) (紙おむつ支給事業) (C)	13,000	13,500	14,000	40,500
合計見込み額 (A) + (B) + (C)	2,175,397	2,241,212	2,308,614	6,725,224

(参考) 総給付費等の見込み額

(単位：千円)

区 分	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
標準給付費見込額 (A)	2,282,824	2,474,144	2,670,728	2,850,852
地域支援事業費 (B)	138,395	154,159	175,832	197,506
市町村特別給付費(紙おむつ支給事業) (C)	15,000	16,000	17,000	18,000
合計見込み額 (A) + (B) + (C)	2,436,219	2,644,303	2,863,560	3,066,358

注) 端数処理の関係で計が一致しない場合がある。

※市町村特別給付は、第1号被保険者保険料を財源として市町村条例により実施する独自給付。

第1号被保険者は、保険料収入に必要な額を所得階層ごとの負担割合に応じて負担いただくという考え方で介護保険料を算定します。

■所得段階別第1号被保険者保険料

市町村 民税	保険料段階	基準額に対する 負担割合	年 額	月 額
世帯全員非課税	第1段階 ・生活保護被保護者 ・世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	基準額×0.50 (0.30)	29,700 円 (17,820)	2,475 円 (1,485)
	第2段階 ・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下	基準額×0.75 (0.50)	44,550 円 (29,700)	3,713 円 (2,475)
	第3段階 ・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入120万円超	基準額×0.75 (0.70)	44,550 円 (41,580)	3,713 円 (3,465)
(世帯本人課税非課税あり)	第4段階 ・本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がある）かつ本人年金収入等80万円以下	基準額×0.90	53,460 円	4,455 円
	第5段階（基準額） ・本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がある）かつ本人年金収入等80万円超	基準額×1.00	59,400 円	4,950 円
本人課税	第6段階 ・市町村民税課税かつ合計所得金額120万円未満	基準額×1.20	71,280 円	5,940 円
	第7段階 ・市町村民税課税かつ合計所得金額120万円以上210万円未満	基準額×1.30	77,220 円	6,435 円
	第8段階 ・市町村民税課税かつ合計所得金額210万円以上320万円未満	基準額×1.50	89,100 円	7,425 円
	第9段階 ・市町村民税課税かつ合計所得金額320万円以上	基準額×1.70	100,980 円	8,415 円

注1) 保険料収納率96%。準備基金取崩額12,700万円を想定

注2) 世帯全員非課税世帯の（ ）内は、消費税引き上げに伴う低所得者の保険料軽減後の額

第6章 計画の推進

(第6章 裏)

第 1 節 計画の推進

1 庁内推進体制の充実

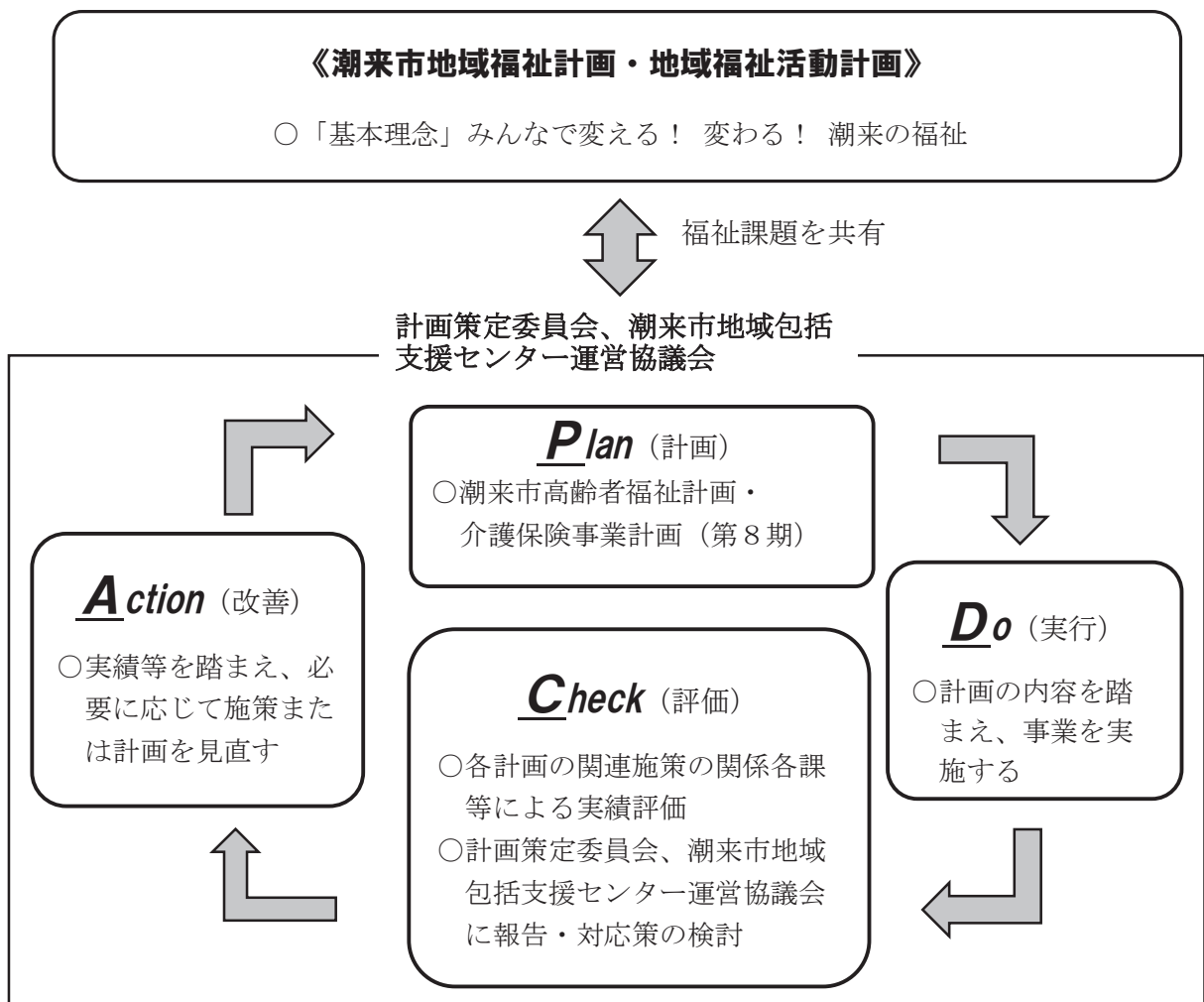
本計画に掲げた施策は、保健・福祉担当部局を中心に連携し、現状と課題、施策の方向性等を共有しながら、効果的かつ効率的な施策の推進を図ります。

また「地域福祉計画・地域福祉活動計画」と福祉課題を共有しながら、計画の点検・審議を行っていきます。

2 進捗状況の点検・評価

第 8 期計画の推進にあたっては、潮来市地域包括支援センター運営協議会において、保険者機能強化推進交付金等の評価結果を活用して、P D C A サイクル（計画：Plan、実行：Do、評価：Check、改善：Action）に基づく進捗状況の点検・評価を行っていきます。

■計画の進行管理（P D C A サイクルのイメージ）



本計画の取り組みを点検・評価するため、高齢者等実態調査結果の中から、以下のものを指標に設定して、施策の推進を図ります。

《指標１》「地域包括支援センター」の認知度を上げる。

「高齢者等実態調査」 (第１号被保険者調査)	市の現状 (令和２年度)	目標 (令和５年度)
問 高齢者介護や介護予防などについて総合的に対応し、さまざまな相談に応じる窓口として、「地域包括支援センター」「高齢者総合相談センター」が設置されています。あなたは、ご存知ですか。(１つに○) 「１」どんな仕事をしている所かは、だいたい知っている。 「２」名前くらいは聞いたことがある。 「３」知らない。	「１」＋ 「２」回答 61.7%	⇒ 「１」＋ 「２」回答 70.0%

《指標２》「成年後見制度」の認知度を上げる。

「高齢者等実態調査」 (第１号被保険者調査)	市の現状 (令和２年度)	目標 (令和５年度)
問 あなたは、成年後見制度(判断力が低下した方への支援制度)を知っていますか。(１つに○) 「１」知っている。 「２」知らない。	「１」回答 40.7%	⇒ 「１」回答 50.0%

《指標３》介護保険サービス利用者の満足度を上げる。

「高齢者等実態調査」 (要支援・要介護認定者(在宅)調査)	市の現状 (令和２年度)	目標 (令和５年度)
問 総合的にみて、介護保険サービスを利用してどのように感じていますか。(１つに○) 「１」大変満足している。 「２」満足している。 「３」やや不満である。 「４」不満である。 「５」どちらともいえない	「１」＋ 「２」回答 74.3%	⇒ 「１」＋ 「２」回答 75.0%

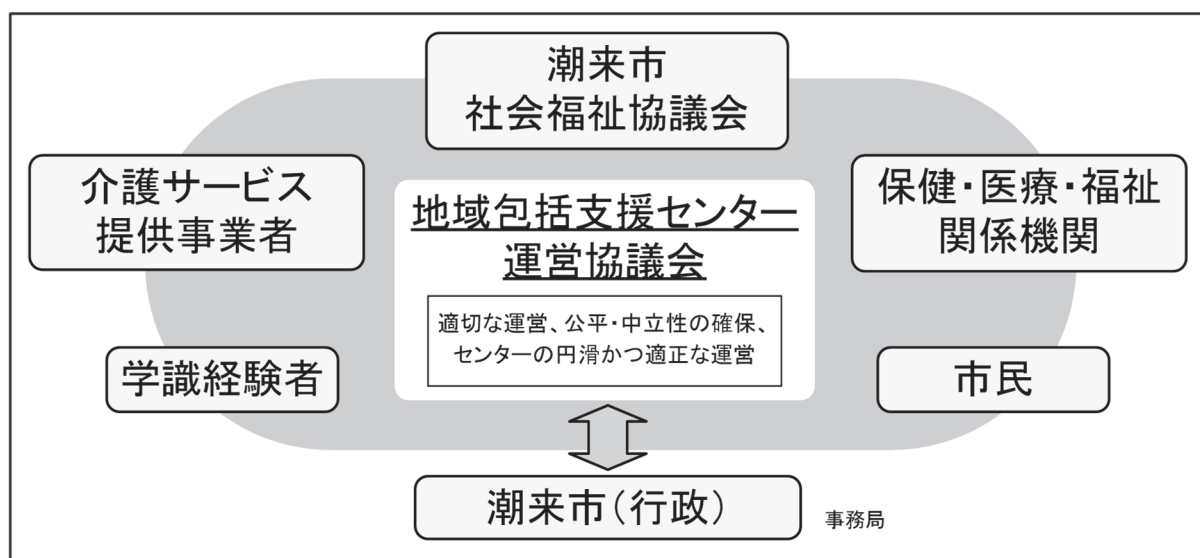
第2節 介護保険の円滑な制度運営のための方策

1 地域包括支援センター運営協議会の充実

地域包括支援センターの運営を地域の関係者全員で協議し、適切、公正かつ中立的な運営を確保しているか評価していく場として、潮来市地域包括支援センター運営協議会を設置しています。

今後、地域の関係者とのネットワークの強化を図りながら、本市における地域包括ケアシステムの構築に向けて定期的に協議を行います。

■地域包括支援センター運営協議会について



2 福祉人材の育成・確保

介護保険サービスの普及とともに、サービス利用者も増加しています。しかし、介護施設が建っても福祉人材の不足によってサービス提供が難しい状況もみられるため、地域の高校や福祉サービス事業者と連携して福祉職の魅力等を伝えるなどして、福祉人材の育成・確保に努めていきます。

また、介護福祉士等の資格取得などに関する情報提供を進めるとともに、介護サービス提供事業者と連携して介護未経験者へのマッチングや、介護サービス提供事業所における業務仕分け、介護ロボット、ICTの活用など業務改善に関する情報提供に努めていきます。

さらに、元気な高齢者等に対しては、介護施設等での就労の促進に向けて、ボランティアポイントなどを活用した就労的活動を検討していきます。

3 保険者としての市の役割

(1) 介護給付適正化の推進

介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なサービスを提供できるよう介護給付の適正化に努めます。適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な制度としていきます。

【主要 5 事業】

- 1) 要介護認定の適正化
- 2) ケアプランの点検
- 3) 住宅改修の点検
- 4) 縦覧点検・医療情報との突合
- 5) 介護給付費通知

(2) 介護サービス情報公表制度の利活用

利用者や家族に対して必要とする介護サービスを適切に選択し利用できるよう、利用者への的確な情報提供に努めるとともに、相談窓口や地域の社会資源を把握できるよう、地域包括支援センターの事業内容及び生活支援サービス等の情報の周知を図ります。

(3) 保険料等の負担軽減への配慮

第1号被保険者の保険料段階を9段階方式で設定しますが、負担能力に応じた保険料の減免を行い、低所得者軽減強化を段階的に図ります。

また、特定入所者介護サービス費等給付（負担限度額の軽減措置）、高額介護サービス費、施設による負担軽減への補助事業等給付による利用者への負担軽減を図ります。

(4) 介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備の推進

介護に取り組む家族が介護休業・介護休暇を取得しやすい職場環境づくりに向けて啓発するとともに、介護者の支援ニーズに合った必要な介護サービスが円滑に提供できるよう環境づくり、介護サービス基盤整備を推進します。

資料編

(資料編 裏)

1 策定経過

本計画における策定経過は次のとおりです。

《 時 期 》		《 策定経過 》
令和2年	7～9月	高齢者等実態調査 ①第1号被保険者（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査） ②要支援・要介護認定者（在宅介護実態調査） ③施設等サービス利用者 （実施期間：7月16日から7月31日まで） ④サービス提供事業者（介護人材実態調査） ⑤ケアマネジャー（在宅生活改善調査） （実施期間：8月28日から9月10日まで）
	9月 7～24日	関係課等調票シート調査
	10月 6～7日	各課ヒアリング 地域福祉計画・地域福祉活動計画等と合同
	11月 9日	第1回 策定委員会 【協議事項】 1. 高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第8期）について 2. 高齢者実態調査結果について
	12月 23日	第2回 策定委員会 【協議事項】 1. 計画素案について
令和3年	1月 12～	パブリックコメント
	2月 12日	（実施期間：1月12日から2月12日まで）
	2月 16日	第3回 策定委員会（書面会議） 【協議事項】 1. 計画案の決定について
	3月 16日	庁議（策定報告）

2 策定委員会設置要綱

潮来市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

平成 20 年 2 月 19 日

告示第 21 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、老人福祉法第 20 条の 8 及び介護保険法第 117 条第 1 項に規定する計画の作成を目的として、潮来市高齢者福祉・介護保険事業計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置し、その運営について必要な事項を定めるものとする。(平 20 告示 158・平成 26 告示 71・一部改正)

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、潮来市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に関して、必要な検討協議を行う。(平成 26 告示 71・一部改正)

(組織)

第 3 条 委員会は、24 人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 保健・医療・福祉関係者
- (2) 老人福祉施設及び老人保健施設の関係者
- (3) 介護サービス及び介護予防サービス事業者の関係者
- (4) 介護保険の被保険者
- (5) 学識経験者
- (6) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱のあった日から本委員会の終了までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(守秘義務)

第 7 条 委員会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第8条 委員会に関する庶務は、高齢福祉及び介護保険担当課において処理する。(平成26
告示71・一部改正)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 潮来市老人保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱(平成14年4月1日制
定)は廃止する。

附 則(平成20年10月7日告示第158号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成26年5月16日告示第71号)

この告示は、公表の日から施行する。

3 策定委員名簿

委 員 名 簿 一 覧

(敬称略)

No.	委 員		備 考
	構 成 団 体 等	氏 名	
1	潮来市議会	兼 平 直 紀	委 員 長
2	区長会	安 波 政 雄	
3	民生委員・児童委員協議会	荒 原 茂	副 委 員 長
4	医師会	松 崎 弘 明	
5	歯科医師会	内 堀 史 郎	
6	薬剤師会	実 川 綾 子	
7	老人福祉施設（あやめ荘）	岡 野 吉 晴	
8	老人保健施設（あおぞら）	吉 川 容 子	
9	養護老人ホーム（鹿行潮来荘）	田 染 恵 子	
10	グループホーム（福楽園コスモス）	堀 越 美 幸	
11	主任介護支援専門員	菅 谷 政 子	
12	主任介護支援専門員	高 田 久美子	
13	第1号被保険者代表（高齢者クラブ連合会）	小 峰 義 雄	
14	第2号被保険者代表	金 原 雅 彦	
15	潮来市社会福祉協議会	杉 山 英 之	
16	潮来市 市民福祉部	小 沼 雅 義	

《 任期：委嘱日から令和3年3月31日 》

4 用語解説

用語	説明
あ行	
インフォーマルサービス	公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援（フォーマルサービス）以外の支援のこと。具体的には、家族、地域、民生委員児童委員、ボランティア、NPOなどによる制度に基づかない援助や支援のこと。
か行	
介護支援専門員（ケアマネジャー）	要介護または要支援の認定を受けた高齢者等からの相談に応じ、サービス利用にあたり、その心身の状況に合わせて適切なサービスを利用できるよう、介護サービス計画を作成し、サービス提供者や施設との連絡・調整を行う人。
介護予防・日常生活支援総合事業	市町村の判断で利用者の状態・意向を踏まえ、介護予防、生活支援（配食・見守り等）、権利擁護、社会参加も含めて総合的で多様なサービスを提供する事業。
ケアマネジメント	要支援・要介護認定者等に対し、個々のニーズや状態に則して保健・医療・福祉にわたる介護サービスが総合的、一体的、効率的に提供されるサービス体系を確立するための機能をいう。
権利擁護	判断能力が不十分なため、日常生活に困っている方に対して、自立した地域生活が安心して送れるように福祉サービス等の利用援助を行うもの。
高齢者虐待	高齢者の心身に傷を負わせる人権侵害の行為を意味する。殴る蹴るなどの身体的虐待、ののしる、無視するなどの心理的虐待、食事を与えないなどの介護や世話の放棄・放任、財産を勝手に使うなどの経済的虐待などがある。
さ行	
就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）	就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と就労的活動の取り組みを実施したい事業所等とをマッチングし、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートする人。
生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）	生活支援の担い手の養成、サービスの開発、関係者のネットワーク化、ニーズとサービスのマッチング等、生活支援サービスの体制整備を行う役割を担う人。
成年後見制度	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分な成年者に対して、その能力を補充するための代理人等が、本人の権利を守る制度のこと。
た行	
地域共生社会	制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、市民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を創っていく社会。

(続き)

用語	説明
地域ケア	地域を単位として、その地域の団体、企業、事業者や行政等が協力して、保健、医療、福祉に取り組んでいこうとする考え方。
地域ケア会議	医療、介護、福祉等の多職種が協働して、高齢者個人に対する支援の充実や高齢者に対する支援と、それを支える社会基盤の整備を同時に進めるための会議。
地域ケアシステム推進事業	支援を必要とするすべての人が、家庭や地域の中で安心して暮らせる「福祉ネットワークづくり」を目指す事業。支援を必要とする一人ひとりに対して保健、福祉、医療の関係者がケアチームを組んで、地域全体で支えていくシステムを構築するもの。
地域包括ケアシステム	介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、医療・介護・介護予防・生活支援・住まい等の5つの分野で一体的に受けられる支援体制のこと。
地域包括ケア「見える化」システム	介護保険事業計画策定・実行を支えるため、国が保険者に提供するシステム。「介護・医療の現状分析・課題抽出」「課題解決のための取り組み事例の共有」「介護サービス見込み量の将来推計」「介護・医療関連計画の実行管理」等の機能を持つ。
地域包括支援センター	地域における高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的として設けられた施設。主な業務は、①包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）、②介護予防支援、③要介護状態等になるおそれのある高齢者の把握などで、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が配置されている。
な行	
認知症ケアパス	認知症の人やその家族が安心して、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、状況に応じた適切なサービス提供の流れを示したものの。
認知症サポーター	認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者となり自分のできる範囲で活動を行う。「認知症サポーター養成講座」を受けた人が「認知症サポーター」となる。
認知症初期集中支援チーム	複数の専門職が家族の訴え等により、認知症が疑われる人や認知症の人及び家族を訪問し、状況の把握等や家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い自立生活のサポートを行うチーム。
認知症地域支援推進員	地域における医療及び介護の連携強化ならびに、認知症の人やその家族に対する支援体制の強化を図る役割を担う専門職員。厚生労働省が実施する研修を受講し、地域包括支援センター等に配置される。
は行	
廃用症候群	病気やけがなどで、長期間安静にしていることによって起こる弊害の総称。筋肉・骨組織の萎縮、関節の拘縮、心肺機能の低下、意欲の低下、床ずれなど。特に高齢者においては、寝たきりの原因となることが多い。
避難行動要支援者	災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合自ら避難することが困難な人であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する人。

用語	説明
ま行	
民生委員児童委員	民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、地域の人々の福祉に関する問題（生活上の問題、高齢者・障がい者福祉等福祉全般）についての相談を受ける人。児童福祉法による児童委員も兼ねており、児童の福祉に関する相談にも応じている。
や行	
ユニバーサルデザイン	すべての人にやさしいデザインが、高齢者や障がい者などにとってもやさしいデザイン、利用しやすいデザインであるということ。
要介護者	要介護状態にある 65 歳以上の者（第 1 号被保険者）、もしくは要介護状態にある 40～64 歳までの特定疾病（政令に定められている、加齢に伴って生じる心身の変化に起因する疾病）によって身体上または精神上的の障害を持つ者（第 2 号被保険者）。

潮来市
高齢者福祉計画・介護保険事業計画
【第8期】

令和3年3月 発行

発行者 茨城県 潮来市
〒311-2493 茨城県 潮来市 辻 626
電話：0299-63-1111（代）FAX：0299-63-3636
ホームページ：http://www.city.itako.lg.jp/